

210.3-U39-2ウ

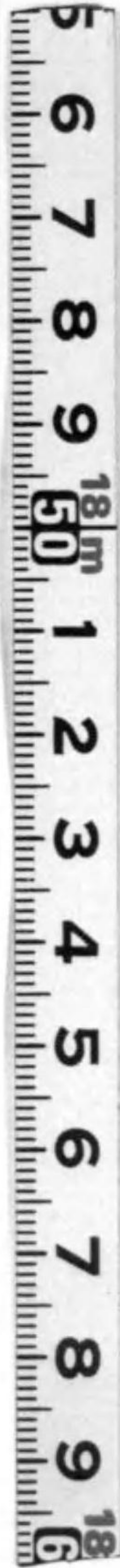


1200500729737

210.3
U39
2

近代の勤勞思想と生産・生活

木直一郎著
博士



始



210.3
U39
2



文學博士 植木直一郎著

上代の勤勞思想と生産・生活

文松堂出版株式會社版



505

991
87

上代の勤勞思想と生産・生活 目次

前篇 上代の勤勞思想と生産理念

第一章 勤勞は生産の母	一
第二章 上代の勤勞思想と古典	二
第三章 勤勞・勞働と骨折・働・持	八
第四章 勤勞の四種	一四
第五章 自己の生存・生活の爲めに行ふ勤勞	一六
第六章 他人との相互關係に於て行ふ勤勞と 「共に生きる」の精神	一九
一 隣組と五人組	二〇
二 結(ゆひ)と隣保相互扶助	二六
三 勤勞に對する代償	三三

第七章 尊長・権力者との關係に於て行ふ勤勞	三六
一 「捧げる」の觀念に因る勤勞	三七
二 「まつろひ」の精神	三八
第八章 天皇の奉爲に行ふ勤勞	三九
第九章 勤勞・奉公と「えだち」・「みつぎ」	四六
一 課役(えだち)	四六
二 御調(みつぎ)	四八
第十章 國體の本義と「まつろひ」の精神	五七
第十一章 生業(なりはひ)と産靈(むすび)	六〇
第十二章 幸(さち)と感謝奉養	六五
第十三章 和と生産	七〇
第十四章 「共に生きる」の精神	七三
後篇 上代の實生活の種々相	七七

第一章 出産と愛育	八〇
第二章 死と葬と祭	八七
第三章 穢(けがれ)と禊(みそぎ) 祓(はらひ)	九四
第四章 住居(すまひ)と建築	九九
第五章 着物(きもの)と養蠶機織	一〇九
一 衣・褌・帯・裳	一〇九
二 布と絹	一一三
第六章 穿物(はきもの)と被物(かぶりもの)	一二八
第七章 食物(くひもの)と農業	一三五
一 食は天下の本	一三五
二 顯見蒼生の食ひて活く可きもの	一三八
三 齋庭の稻穂	一四〇
四 穀物	一四四

五 海産物……………	一五三
六 蔬菜……………	一五五
七 菓實……………	一八一
八 肉食……………	一八五
附篇 天業恢弘と職域奉公……………	一九七
第一章 傳統的國民精神の偉力……………	一九八
第二章 大東亞戦争と天業の恢弘……………	二〇四
第三章 國史の展開と永遠に繁榮する神國日本……………	二二三
第四章 萬邦無比の國體の存する所以……………	二一九
第五章 肇國の御精神……………	二二七
第六章 皇運扶翼の臣民道と職域奉公……………	二三六
第七章 非常時に於ける義勇奉公……………	二四五
第八章 神と君と民との歸一……………	二五〇



前篇 上代の勤勞思想と生産理念

第一章 勤勞は生産の母

日に日に劇烈を加へる前線の戰場に於て、見敵必滅、決戦完遂の爲めに、壯烈鬼神も哭する勇戦悍闘をつづけてゐる忠勇無雙の我が皇軍陸・海・空の將兵に對して、一函の彈丸をも、一梱の糧食をも、一隻の航空機をも、一艘の艦艇をも、より多く、また層一層優秀なるものを更に多量に送り届けようと、努力また努力を累ねて、日夜を分たず製作建造に汗血をしぼる一方にまた、一塊の石炭、一握の米麥をも増産增收して、以て戦力を増強し、必ず凶敵を撃滅して、全捷完成の目的を貫徹することを期するに於ては、我等一億國民を擧げての丹血熱汗の「勤勞」こそは、實に此等總べての基礎であり、要件であることは、今更言ふまでもない事であります。

ひとり現下の如き大非常時局に於てのみ「勤勞」の價值が至大至重であるのではあ

りませぬ。「勤勞は生産の母」であつて、勤勞が無ければ生産は無いのであります。生産は我等の衣・食・住の元たるものであつて、衣・食・住が無ければ我等の「生活」を保持することの出来難いことは勿論であります。故に、勤勞は、平時時たると非常時たるとを問はず、總べて我等人間の生きる所以の道であつて、我等の「生」と「勤勞」とは、不可離不可分の關係に在ることを、我等は先づ銘記しなければならぬのであります。即ち、勤勞することは是れ人の入たる道を行ふことでもあります。其れ故、彼の「勞働は神聖なり」などいふ言葉の如きは、説いて未だ到らざるものと謂はなければならぬのであります。

第二章 上代の勤勞思想と古典

今ここに、我が上代に於ける勤勞思想について考へて見ようとするのは、我等の遠き先祖が、勤勞といふことに就いて如何に思惟して居たか、換言すれば、其の實生活に於て、如何なる心持ちにて勤勞をして居つたか、と云ふことを知らうとするのに在るのであります。而して、其れが、後ち後ちに遺し傳へられ、承け繼がれて、爾後の我が先祖代々の勤勞思想の根柢ともなり、又その指導原理ともなつたであらうと考へられるが故に、それがまた、其の子孫後裔たる現在の我等國民の總べてに取つて、少くとも我等の勤勞思想の指針ともなり、準據ともなつて、我等現在の日本國民の勤勞觀、すなはち忠良なる國民の勤勞觀——眞に日本的なる勤勞思想——といふものは如何にあるべきかを、吾人に教へ示すものであると謂ふも、決して正鵠を失ふものでは

あるまいと考へるのであります。此の意味に於ても、この題目は極めて重要なものであることは勿論であります。

然らば、我が國上代の勤勞思想を探究闡明しようとするには、如何にすべきであるか。この問題を究明するには、勿論我が國上代の歴史的事實を明かにしなければなりません。我が上代の史實を知るには、我が古典の記載に據らなければなりません。勿論古典以外にも、或は考古學的遺物遺跡の研究や、民俗學的研究の成果等の、採つて以て考究の資料とすべきものが無いではないが、主要なる資料典據は、これを古典すなはち文献的記載に需めなければならぬことは勿論であります。

謂はゆる「古典」なるものも諸種多數有るが、それ等の中にて、古事記・日本書紀・古語拾遺・風土記・新撰姓氏錄・靈異記・續日本紀・および令義解・延喜式・また萬葉集といふやうな典籍は、その主要なものであります。此等の中にて、殊に古事記・日本書紀・古語拾遺の三書は、我が國の歴史の源頭を傳へ記したものととして、我が建國以來の上代の史實を明かにする上には、何よりも先きに講讀研究しなければならぬ典籍であ

るが、此等の古典は、我が國の歴史の特殊性として、皇室御歴代の御事蹟を中心骨子として語り継ぎ記し傳へて來たものを、綜合整理して編纂したものであります。随つて、主として皇室御歴代の御事蹟を第一とし、當時に最も顯著有名であつた貴族・上層位の人々に關する事實を、傳承し記載したものであつて、此等と關係連繫ある幾多の社會實生活の事實をも記載してあるには相違ないが、併し、謂はゆる民衆の生活、庶民の實生活に就いては、これを記載したものが甚だ尠いのであります。

故に、上代の勤勞に關する史實、殊に一般庶民の勤勞に關する史實にして、此等の古典に記載されて居るものは、これを絶無だと云ふことは或は適當でないかも知れないが、とにかく甚だ稀少であると謂はねばならぬのであります。随つて、吾人が今ここに、勤勞關係の事實を、心ゆくばかりに究明しようとする事は、或は不可能と言ふも不可無きが如くに考へられる程であります。

併しながら、我が古典の上に記し留められてゐる種々の勤勞關係の事實を探索して、これを検討考究し、また一面には、人間生活の進歩發達の一般的理法の學問的考

究の上より得た知識をこれに對用して、間接的ではあるが補助的研究として之を考察究明したならば、我が上代に於ける謂はゆる勤勞思想もしくは勤勞觀なるものが、果して如何なるものであつたかを、略々推考する事が、必ずしも不可能ではあるまいと考へられるのであります。仍つて、ここに、私の古典研究に於て、私の管見に入つた限りに據つて、我が國上代の勤勞關係の事實に就いて述べて、以て江湖の批正を仰がうとするものであります。

第三章 勤勞・勞働と骨折・働・持

「勤勞」といふ言葉は、主として近ごろになつて用ひられる言葉であります。以前には、「勞働」といふ言葉が多く用ひられて居りました。この「勞働」といふ言葉が、何時から用ひられたものであるかは、私は未だこれを詳かにしては居りませぬが、恐らくは明治になつてからも餘程後の新用語であつて、歐米傳來の「經濟學」が講ぜられるに至つてから多く使用せられるやうになつたものと思はれます。また「勤勞」といふ言葉も、近時多く使用せられるものではあるが、決して現代の新造語ではなくて、有名な二宮尊徳翁の報徳訓の中にも、既に

子孫富貴、在_二自己勤勞_一、

とあります。而して「勞働」が多く用ひられるやうになつた以前には、「骨折」とか、

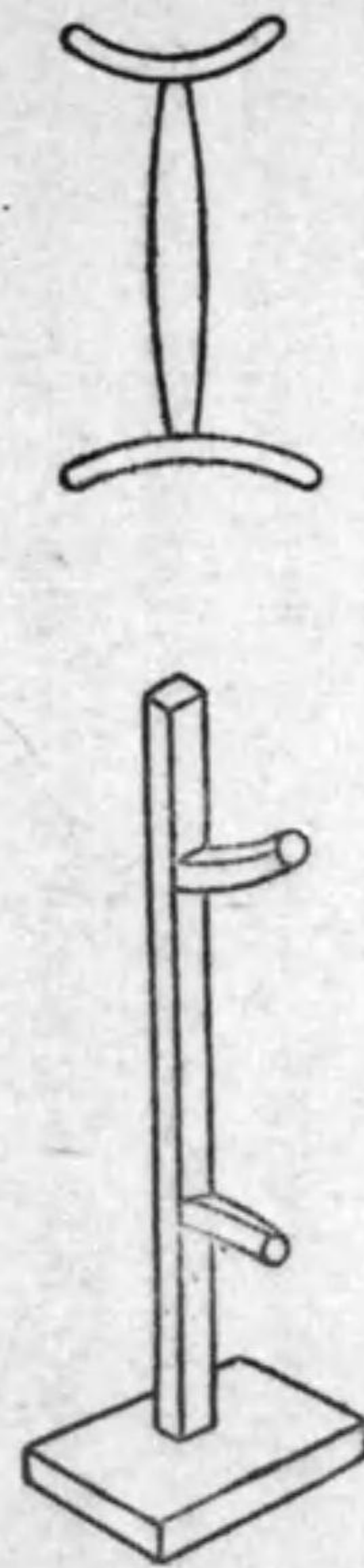
「働」とか、「持」とかいふ言葉が用ひられて居たのであります

言葉は思想の表現であります。私は今、これ等の言葉に就いて、其の内容を少しく窺つて見ることに致します。

「骨折」といふ言葉は、古い書物には「搨」とも書きました。この言葉は、少くとも室町時代には既に用ひられた言葉であつて、太平記にも既に見えて居ります。この言葉は、それ以前から用ひられてゐた「いたづき」といふ言葉と同様に、言葉通りに粉骨・努力するより斯く言うたものであることは、疑ひ有りませぬ。

「働」といふ言葉は、動詞の「働く」が名詞となつたものであり、「持」といふ言葉は、これ亦た動詞の「持ぐ」が名詞となつたものであることは、言ふ迄もありません。即ち、ふに、「働く」は「持ぐ」よりは時代的には後の時代の用語であると思はれます。即ち、「働く」といふ言葉は、少くとも鎌倉時代には既に用ひられて居たことは、方丈記の中に此の言葉が見えて居るのでも知られます。これは、恐らくは「はたはた」と動く意味の「はた」が活用語となつたものと考へられます。

「持ぐ」といふ言葉の語原的説明については、色々の説が有るが、「持」といふ名詞を動詞として「かせぐ」と活用させ、その名詞格が「かせぎ」となつたのであると云ふ説は従ふ可きものと思ひます。然らば「持」といふものは如何なる物かといふに、此れは上代から有る器具の名稱で、績みたる麻苧や、紡ぎたる糸を掛けて巻くために使用したものであります。故にこれを「麻がせ」とも云ひます。随つて又、この「持」に掛けて巻いた糸の束ねをも「かせ」と云ふことが、現在も地方の言葉に遺つて居ります。



上の圖の如き形の「かせ」は、これを左手に持つて、右手にて糸を繰り掛けて巻いたものであり、また下の圖の如き形の「かせ」は、上下に出てる岐のところを糸を繰り

掛けて巻いたものであります。即ち、木を上と下とに附けたものであるから、「持」といふ字を造り當てたものと考へられます。萬葉集の卷六に、

少女等が 績麻懸くといふかせの山、云々、

と詠んであるのは、鹿背山の地名に「持」の名を懸けたのであります。

さて、この持に糸をくるくると掛ける爲めに、手を上下に動かすことから、これを「かせぐ」と云ひ、此の「かせぐ」といふ言葉に「持ぐ」といふ字を作り當てたのであります。これは、手を上下に動かしたらかす故に、手篇に上と下とをつくりとして附けたのであります。故に、「持ぐ」といふことは、自己の手を動かしたらかして、勞役すること、即ち筋肉勞働を稱する義に外ならぬのであります。この意味に於ける「持」といふ字は、本邦人の創意に依りて作られたものと考へられますが、「持」の字は支那にても此れを用ひて居て、本來「弄」の意にこれを用ひました。

要するに、我れと我が筋肉を動かして勞役することが「かせぎ」であり、「はたらき」であり、「骨折」であり、「勞働」であり、「勤勞」であることは勿論であつて、時代に依

つて之を表現する用語は異なるけれども、其の本質に至つては、同一であり一貫して居ると謂ふ可きであります。

随つて又、無形的に自己の心意を使い、自己の精神を勞することも、亦た「はたらき」であり、「ほねをり」であります。但し「骨折」といふ言葉には、言葉通りに困苦とか勞苦とか困難とか云ふ意味が包有されて居るけれども、他の「かせぎ」にも「はたらき」にも、困苦・勞苦・困難といふが如き意味が含まつて居らないことは、注目に値すると考へるのであります。何とならば、此の如き言葉遣ひの上にも、尙ほ且つ我等の先祖の勞役に對する心持が現はされて居ると考へられるからであります。

我等が「勤勞」なる言葉を用ひる以前に多く用ひられてゐた「勞働」なる言葉は、彼の歐米傳來の經濟學に於て、英語の Labour 獨逸語の Arbeit 佛蘭西語の Travail などの譯語として用ひられたものであります。然るに、此等の英・獨・佛語は、いづれも本來は、苦惱とか、重荷とか、艱苦とかいふ意義の言葉であつたのであります。然るに、我が國に於て古來用ひる此の種の言葉が、前述の如くに、「骨折」を除くの外は、現在

我れ我れが普通一般に用ひてゐる「はたらき」も「かせぎ」も、共に、苦惱・重荷・艱苦などの意味が毫も夾有されて居ないのみならず、その語義が「活動」・「進取」を意味し、或は「あの人ははたらきが有る」とか、或は「あの人ははたらき者である」と云ひ、或はまた

かせぎに追ひつく貧乏無し

といふ俚諺さへ有るが如くに、積極的意味にこれを用ひて居るのは、國民の勤勞に對する心構への表現として、大いに注目すべきものと考へるのであります。

第四章 勤勞の四種

凡そ人間の生活は、謂はゆる「萬象」と關聯するものであるから、微妙・複雑・多岐・多端であつて、到底吾人の筆舌の能く言ひ現はし得るものでないことは勿論でありま
す。随つて、其の間に行はれる勤勞の事實の如きも、極めて複雑多端であつて、これ
を要約表現することは、決して容易な事ではないと謂ふ可きであります。學者の研究
の如きは、眞にその一隅一端を捕捉するに過ぎぬと謂ふべきであります。併しなが
ら、今試みに推究の便宜の爲めに立案するならば、勤勞の行はれる場合は、大むねこ
れを次の四種の場合と見ることが出来るであります。

- 一 自己の生存・生活の爲めに行ふ勤勞。
- 二 他人——自己と對等的地位に在る者——との相互的關係に於て行ふ勤勞。

- 三 尊長・権力者との關係に於て行ふ勤勞。
- 四 天皇の奉爲おぼんために行ふ勤勞。

この四者に就いて、順次私見を述べることと致します。而して、何故にこの四種に彙
類したかは、讀者は嗣後の説明を讀了することに依つて、これを會得せられることと
思ひます。

第五章 自己の生存・生活の爲めに行ふ勤勞

自己の生存・生活の爲めに行ふ勤勞は、「生」を要求する人間の本能に本づいて行ふものであるから、極めて自然的・原始的のものであることは、言を俟ちませぬ。水を汲み、食物を採蒐し、これを煮沸し、これを炊爨し、或は田園に耕作し、山野河海に狩獵漁撈を行ひ、或はまた、暖を保ち、寒暑を防ぎ、風雨霜露を凌ぐの設備を工夫建造する等の爲めに、自己の勞力を用ひて、出來得る限り其の効果を收めて、以て自己の利益を得ようと努力することは、自然の現象であり、當然の事實であります。かかる勤勞は、最も自然的のものであり、原始的のものであります。是れに由つてこれを觀れば、すなはち「人有れば則ち勤勞有り」と謂ふ可きであります。而して、この意味に於ける勤勞は、其の勞力——勞働力——に對して、他人の代價——賃銀に當るも

の——を求めようとするものでない事は、素より言ふ迄もありません。

「人有れば則ち勤勞有り」との命題は、吾人に「勤勞は人の人たる道を行ふ所以のものである」ことを示すとも言ふことが出來るであります。

前述の如くに、自己の生存・生活の爲めに行ふ勤勞は、自己の「生」を要求する人間の本能に本づいて行はれるものであるならば、勤勞は單に自己一人の利益を追求するものとならねばならぬのであります。而して、我れが自己一人の利益を追求するが如くに、他も亦た自己一人の利益を追求することとならねばならぬのであります。果して然らば、ここに各人の間に利益の争ひ、利害の衝突が生ずることとなる筈であります。併しながら、吾人は決して己れ一人のみが此の世界に存在し生存するものではなく、また己れ一人のみにて完全に生き得られるものでもないのであります。乃ちここに「共に生きる」の必要が生じて來るのであります。「共に勤勞する」の必要が生じて來るのであります。ここに於てか、各人の利害を調整し、避脱し、利益の争奪を緩和し、防遏することが、必然の要求となつて現はれて來ます。ここに於てか、吾人は、

謂はゆる「各人に對する各人の鬭争」から避脱して、我れと他と「共に生きる」の道を見出すこととなるのであります。「人が人として眞に生きるの道」「人の人たるの道」が即ちここに存することとなるのであつて、吾人が「人の人たる道」を實現實行する所以のものが、此の勤勞の上にも亦た現はれて來る次第であります。

第六章 他人との相互關係に於て行ふ勤勞と

「共に生きる」の精神

凡そ人は己れ一人のみにては生き得られるものではありません。人の人たる所以は、實に人と人とが協調諧和して協同生活を營むに在ります。多數者が相聚つて協同生活を爲すことの必要は、夙に人間の覺り知り得たるところなるが故に、ここに他人との相互關係に於て、其の協同生活を完うせむが爲めに、勤勞を行ふこととなるのであります。この場合の「他人」とは、自己と同等・對等の地位に在るものを指すのであります。而して、此の場合の勤勞は、互に生きむが爲めのものであるから、相互扶助の精神を本とするものでなければならぬことは、勿論であります。

上代に於ける我等の先祖も、此の相互扶助の精神に本づく勤勞を行つたことは、蓋し疑ひ無き事と考へるのでありますが、併しながら、單に疑ひ無きものとして之を片

附けてしまふ譯にも行かない事ではありますが故に、私はこれより、相互扶助の精神に本づく實際生活に就いて歴史的に考察する爲めに、先づ我が國に於ける隣保生活の歴史を回顧して、これに就いて述べることに致します。

一 隣組と五人組

既に周知の如くに、現在の隣組は、明治維新前に於ける五人組制度の精神を回想して、これを現代に復活させようとしたものであります。昭和七年十月六日、農林省より發せられた訓令の中に、次の如き言葉が有ります。

産業ノ振興ヲ圖リテ民心ノ安定ヲ策シ、進ンデ農山漁村ノ更生ニ努ムルハ、刻下ノ緊急ノ要務ナリ……之ガ爲メニハ、農村部落ニ於ケル固有ノ美風タル隣保共助ノ精神ヲ活用シ、其ノ經濟生活ノ上ニ之ヲ徹底セシメ、以テ農山漁村ニ於ケル産業及經濟ノ計畫的組織的刷新ヲ企圖セザルベカラズ。

斯様な訓令が有つて、從來の町村の自治生活の上に、「固有ノ美風タル隣保共助ノ精

神」の再認識に本づく組織的計畫を企圖することとなつたのであります。

かくて、昭和十一年に至つて、町村自治體の振興の見地から、「隣保ノ復興強化ト協同組織ノ整備擴充」がそれぞれ地方廳から指令せられることとなつたのであるが、翌昭和十二年の夏、北支那蘆溝橋畔の一發の銃聲から支那事變が突發し、時局の急轉に即應して、我が國內に於て「國民精神總動員運動」の展開を見ることとなつたが、同年十月、いち早くも大分縣に於て、縣常會・市町村常會・部落町内常會の結成を見るに至り、その翌昭和十三年四月、同縣廳に於て、管下の各市町村長に對して、「隣保班ノ組織活動ニ關スル件」を指令するに至つたのであります。

而して、この昭和十三年は、あたかも自治制度發布五十年式典が舉行せられ、東京市も亦た奠都七十周年の記念すべき年に當つたので、東京市に於ても、「東京市町會整備要項」なるものを發表して、

町會内ノ隣組團結ヲ鞏固ニシ、交隣協力ノ實ヲ舉グル爲、町會細分組織トシテ、連軒數戸ヲ單位トセル隣組ヲ結成セシム。

として「隣組」なる名稱の下に、ここに新らしき隣保協同體の組織を建てることとなつたのであります。

この「隣組」なる隣保協同體の組織の目的とするところは、「和衷協同、相互教化ニヨリ、國民生活ノ充實向上ヲ圖リ、以テ皇運扶翼ノ實ヲ舉ゲントスル」に在り、また其れが「我が國古來ノ美風タル隣保協和、相互教化ノ精神ヨリ發達セル」ものであることは、「常會指導要綱」または文部省通牒等に於て、明かに示して居るところであります。

而して、ここに謂ふところの「我が國古來ノ美風タル隣保協和、相互教化ノ精神」なるものは、即ち江戸時代の五人組制度の精神そのものに外ならぬのでありますから、江戸時代の五人組・十人組の制度が現在の隣組制度の母制度であることは、勿論の事であります。尤も、江戸時代には、所によつては、五人組の無かつた所も有るやうであります。全國に亘つて大部分は五人組を設け、また五人組の外に十人組を置いたところも有るが、大部分は皆、五人組を設けたものであります。

抑々五人組の制度は、江戸時代二百數十年の間に發達して、殆んど世界に比類を見ない程の効果を收め得たものであります。江戸時代の此の制度は、その先行時代たる豊臣氏時代の五人組・十人組に本づき、豊臣氏時代のそれは、また更にその先行時代たる戰國時代の、近隣團結して自己防衛を行ひたる隣保團結の慣習事實に本づいたものと考へられるのであります。随つて、江戸時代の初期に於ける五人組・十人組は、該隣保の防衛または檢察の如き、軍事的・警察的の意味の事が主たるが如き觀が有りました。殊に、寛永以後、切支丹宗門の禁制、牢人者の取締の必要は、此の制度をして警察的ならしめた大なる原因と思はれるが、併しながら後次第に、社會的・教化的の要素を多く加へることとなり、其の中期以降は、多量に道德的・教化的要素を有するものとなり、相互扶助・共存共榮の實踐躬行が、其の精神であり主眼骨子となつたのであります。かくて、「組合は五本の指」とか、或は「遠くの親類より近くの組合」といふ諺さへ有るに至つた程に、その實際的效果は非常に大なるものが有り、組合員は組頭を中心とし親方ともして、一致團結して、相扶け相勵まして、とにもかくにも其

の「くらし」を立てて行き、また必ず立てさせねばならなかつたのであります。それ故、一家が潰れるなど云ふ事は、極めて稀有の事であり、況して、近年其の實例を屢々聞くところの親子心中などいふ、痛ましい事は有り得ないものであつたのであります。洵に五人組制度の効果の偉大さは、感歎に餘りあるのであります。其れを、明治維新の後、餘りに早くも忘れ過ぎて居たといふことは、如何にも惜しまれる次第であります。

それはさて置き、吾人は、更に歴史的に溯りて、これを考へて見るならば、五人組の如き制度は、我が國に於ては、夙く中古の令の制度に於て、「五保」の制度といふものが有つたのであります。五保に關しては、令義解の戸令の中に其の規定が委しく載せてあります。而して、我が令の五保制度は、支那の唐時代の五保制度を母法として制定したものであつて、唐の五保制度はまた、遠く其の源を周時代の「五比」の制度に發して居るのであります。是に由つて之を觀れば、近隣の五家が相依り相保ちて、一つの組合を成すといふ制度は、支那に於て遠き上古より次第に發達沿革して、以て隋・

唐の時代に逮んで整備し、而して其れが我が日本に輸入採取せられて、中古の令制の五保制度となつたものであることを知り得るのであります。

然らば、かくの如くに、近隣の居住者が、民戸團體にしてまた地域團體たる一箇の組合を作つて其の生活を營むの制度もしくは其の思想・精神は、我が國としては外來的・繼受的のものであつて、本邦に固有自發したものではなかつたかと云ふに、否々決して然に非ずであります。

前にも一言した如くに、我れ等人間は、決して孤獨自營、自己一人のみにして生存し得られるものではないのであります。自他協同諧和して其の生を營むの事實は、自然の理法となつて、人間の至情を作り上げます。同一の地域に居住する隣人が、互に相親和して、相互に扶助するといふことは、人間にそなはれる自然の至情より起るものなるが故に、我が國に於ても、相互扶助・近隣親愛の精神に本づく隣保團體を作るの事實は、遠き上代より既に存在したことは、必然・當然と謂はなければなりません。是れすなはち我が上代に於て「由比」(結)の事實が存在する所以であります。

二 結(ゆひ)と隣保相互扶助

由比(結)とは、「紐を結ふ」とか「頭髮を結ふ」とか云ふときの「ゆふ」と同一語であつて、多數者が一つにまとまり・結束することを謂ひます。併し、由比の事の我が古典の上に現はれてゐるものは極めて稀少であります。

天平年間に編纂せられた出雲風土記の中に、澹由比濱・手結浦・または狹結郷の地名が見えてゐます。また延喜・延長年間に編纂せられた延喜式の神名帳の中に、田結神社(越前國敦賀郡)・多由比神社(若狭國三方郡)の社名が見えてゐます。此等の名稱は、恐らくは「ゆひ」なる隣保團體が其の地方に存在したるに依つて、或は地名として、或は該地方鎮座の神社名として、附けられたものであらうかと推考せられるのであるが、これは素より推考に外ならぬものであります。然し、若し當時に「由比」なる團體があつたとしたならば、其れは、後の「五保」または「五人組」の如くに、民戸團體にして同時に地域團體であつたことは、蓋し疑ひ無きものであります。

この「由比」なるものは、後世まで遺つて居り、また今日にも其の遺風の遺存して居るものが稀れに有るのであります。この「由比」の事の見えてゐるものに、堀河院百首の和歌が有ります。

堀河院百首は、

堀河天皇の康和年中に、藤原基俊・源俊頼等十六人の百首和歌を輯めたものであるが、其の中に、

残り田は 十代にすぎじ明日はただ

ゆひもやとはで 早苗とりてむ (隆源法師)

といふのが有ります。昔の歌集には、農耕に關する歌は稀れなのであるが、これは其の稀れなものの一つであります。「代」とは田積を算へる單位であつて、一代は約五坪に當るといふから、十代は五十坪位にしか當らぬ譯であります。これ位の僅かな残り田は、「ゆひ」をも雇はないで、自分の家の者どもだけで明日は植附けを爲てしまはうと云ふ意味の歌であります。

また、冷泉爲尹の千首和歌といふものが有りますが、其の中に、

十代にも 足らぬ庭田の早苗草

ゆひのたまはる程だにもなし

といふのが有ります。早苗草とは言ふ迄もなく稻の苗のことです。「ゆひのたまはる」とは、「ゆひ」を頂戴する。「ゆひ」をもらふと云ふ意味で、公卿さんの言葉であるから、かやうに鄭重な言葉遣ひをしたものと考へられるが、とにかく「ゆひのたまはる」といふことに依つて、普通に田植の際には「ゆひ」を頼んで田植を行つた事が、推知せられるのであります。

然るに、此の「ゆひ」といふことが、後世にも遺つてゐるのであります。而してこれを「え」とも「えひ」とも「いひ」とも云つて居ります。私の郷里越後地方にも、今尚ほ「えひ」といふ事が有りまして、農家が近隣協力して、互に其の勞力を交換し、田畠の耕作に、稻田の植附に、また草取りにも、刈入れにも、お互に扶け合ふ舊慣が、今日に尚ほ遺存して居ります。此の事實は、琉球などに於ても、明治時代までは遺つて居た

といふ調査報告を聞いたことも有ります。而して此の「えひ」または「いひ」なる語は、蓋し「ゆひ」の轉訛して遺存したものであつて、「ゆひ」の語義は、前にも一言した如くに、「結」すなはち「組み合わせ」・「結合する」義であつて、近隣團結するより生じた名稱であることは、論を俟ちませぬ。

さて、前述の堀河院百首の歌によつても、「ゆひ」は、農耕民が耕耘收穫等の勤勞作業に關して、近隣互に協力援助するを以て其の主要な仕事としたことは、略ぼ推知するに足りませんが、而も「ゆひ」は、唯だ單に農耕勞作の互助のみの組織であつたと、これを狹義に解するのは、蓋し正鵠に中らざるものと謂ふ可きであります。勿論、上代に於ては、農耕は人民の生業中最も重要なものであつて、且つ一般に行はれた普遍的「生業」であつたのでありますから、「ゆひ」なる團體組織は、農耕即ち主要産業に關する相互扶助協力を以て其の主要目的として組成せられたものと見るも、決して正鵠を失ふものではないであります。併しながら、尙ほ廣義に於ても「ゆひ」が組成せられたことが有り得ることを、吾人は考へねばならぬのであります。

聖武天皇の神龜三年に、今の群馬縣なる上野國群馬郡高田里——現在の群馬縣綠野郡山名村金井澤の地——に建てられた「高田里結知識碑」といふものが有つて、其の銘文は、夙く狩谷核齋の編輯した古京遺文の中にも載せられてあります。この碑文の記すところに據れば、此の高田里に居住してゐた三家氏の氏人である次知万呂・鍛部磯部君・牛鷹の三人が「知識結」なる「結」を作つてゐたことが知られるのであります。この三人が同心協力して、相議つて石文(碑)建立のを行つたのであつて、この高田里に居住せる族人が、「知識」すなはち佛教に對する理解信仰に依つて、その父母・先祖の爲めに佛陀に結縁を求めむとする誓願を起して、ここに「知識結」なる一團を作つてゐたことが、此の碑銘の文に依つて知られるのであります。この三人は、恐らくは該知識結の中の代表者の如き者であつたのでありませう。

尙ほ、この外にも、奈良時代の文書——正倉院文書・高山寺所藏文書——の中に、佛教の信仰によつて、近隣居住の數人が、同じく「知識結」を組成した事實を記載したものが有ります。

故に、「結」なるものは、近隣居住者が或目的のもとに一種の組合團結を組成したのを謂うた名稱であつて、其の意義はむしろ廣義的のものであり、決して農事關係のものだけに限つた譯ではなかつたであらうと考へられるのであります。而も、近隣の居住者が團結して實生活を營む上に於ては、彼等の最も必要としたものは、彼等の主要なる生業すなはち農耕收穫に關する勞力の相互扶助協力であつたことは、疑ひ無い事でありますから、「我が上代に於ける「結」は、農耕收穫に關する相互扶助・援助協力を主たる目的として組成せられたる隣保團體である」と云ふも、敢へて不可無きものと思はれるのであります。而して、この相互扶助・援助協力は、近隣相扶けるの勤勞精神すなはちお互に勞力を與へ合ふの精神に由るものなること、極めて明かであるとはねばなりません。

而してまた、この「結」に於ては、勞力に報いるに勞力を以てしたものであつて、決して勞力を原因として其の代償——即ち賃銀に當るものを要求することを目的としたものではないと結論しても、決して誤ではなからうと考へるのであります。何となら

ば、今日地方に遺存する「えい」に於ては、勞力に對しては勞力を以て之に報いることとなつて居り、宛かも勞力の交換の如き形となつて居るからであります。尙ほまた、今日も一部の地方に舊慣として遺存する「えひ」には、よく惇朴眞摯の氣風を保持して、今日の謂はゆる「勤勞奉仕」なる言葉の現はれない以前から、互に奉仕する氣持を以て勤勞を行ひ來り、随つて、與へたる勞力に對しては必ずしも嚴密に之と同等の勞力を以て報償せられねばならぬとは期待して居らぬやうである事も、亦た如上の點を考へる上に參考となると思ひます。

これを要するに、我が上代に於ける他人との關係に於ける勤勞は、——少くとも近隣居住者の間に於ては、——相互扶助・援助協力の精神に因る勤勞として存在したものと見る可きであります。而して、かくの如き勤勞は、畢竟共に生きるの精神を基礎とするものでありますから、各人の協調諧和は、其の根本要件として必要であります。故に、かくの如き勤勞生活は、要するに人間生活の根本原理たる「和」の實現實行であり、具體化であると謂はなければなりません。

三 勤勞に對する代償

我が國の上代に於ては、勤勞に報いるに其の代償物——物質的代償——を以てする事實習俗が、未だ無かつたかといふに、否々、これ亦た然らずして、勤勞に報いるに物質的代償を以てする事實は、既に存在したのであります。

奈良時代の初期に撰修せられたと考へられる播磨風土記の中に、次の如き話が載せられてあります。

景行天皇が播磨國に行幸あそばされようとして、攝津國の高瀬濟たかせのわたりに到り給ひしとき、——此の地點は今不明であるが、恐らくは淀川の海に注ぐ今の大阪市内の地域内に屬する一渡河點であらう。——紀國の出身なる小玉こたまといふ者が、其處の度子わたしりであつたが、そのときに「度賃わたしのつぐひを賜ふべし」と乞ひ申したので、

天皇はその時に御持ちあそばされた纒かづちを取つて、舟の中に投げ入れて賜はりましたところ、纒の光明炳然ひかりとして舟にかがやき満ちた、と記してあります。これは、勞役に

報いるに物を以てするの一事例と見ることが出来ます。「賃」とは、代償・報酬の義であります。後世普通に用ひる「つぐなひ」といふ言葉は、この「つぐのひ」の轉訛したものを常用したのであります。

前述の「結」に於ける「勞力に報いるに勞力を以てする」ことも、「つぐのひ」の觀念に由ること勿論ではあるが、併しながら「つぐのひ」無ければ勞力を與へないと云ふのでは決してなかつたと考へます。眞の相互扶助の精神は、「つぐのひ」を目的とするものではなくして、「共に生きる」に在ります。「共に生きる」ことは「他に與へる」ことに在り、「互に與へ合ふ」ことに在ります。即ち、「互に其の生を完うすることを希求する」に在るのであります。

それ故に、「契約無ければ勞働無し」といふが如き觀念は、我が國の古代には絶無であつたとは容易に斷言し難いけれども、我が國上代の一般的普遍的社會通念ではなくして、時代を経たる後世に至つて發芽したものかと、私は考へるのであります。それが近世に至つて次第に擡頭成長し、殊に最近世に至つて、外來思想——主として歐米

思想——の輸入によつて、助長促進せられたものと考へられるのであります。眞に日本的なるものに還るべき吾人は、この點に就いても、深く反省する必要が有りますまいか。

第七章 尊長・権力者との關係に於て行ふ勤勞

尊長者・権力者との關係に於ける勤勞は、「捧げる」の觀念に因り、「まつろひ」の精神に本づくものであります。かの萬葉集卷十九に載せてある大伴宿禰家持のよめる長歌に、

天地の 初の時ゆ うつそみの 八十伴男は 大王に まつろふものと 定め
たる 官にしあれば 云々。

とある「まつろひ」の精神は、

天皇に對し奉りてのみならず、各自の尊長者・権力者に對しても亦た存したことは勿論であります。今これに就いて次に述べることにします。

「捧げる」の觀念に因る勤勞

我が國の上代は、族制制度の時代すなはち氏・姓を基礎とする族制的社會體制の時代であつたが、此の時代に在りては、(一)自己と血族的關係に在る尊長者すなはち祖父母父母その他の尊親屬や、或は(二)自己の屬する血族團體すなはち氏の首長たる族長すなはち氏上や、或はまた(三)自己の屬する部族團體の首長たる伴緒——伴造——等の尊長者・権力者との關係に於ての勤勞は、兩者の關係が上と下すなはち優越者と卑屬者との關係であつて、差等的・不平等のものであつたから、上からするものは命令的となり、下なる者は被命的・受動的となつたことは當然であります。随つて、勤勞は「服從」に依つて行はれたことは勿論と謂はねばなりません。されば、この場合の勤勞は、要するに「まつろひ」の精神を基調とするものであつて、上たる者に「捧げる」の觀念に依つて實現され具體化されたものと解さねばなりません。

日本書紀に據れば、この場合すなはち命令的勤勞の場合には、「つかふ」といふ言葉

を用ひて、これに「勞」・「差」といふ漢字を當て用ひてあります。「つかふ」とは使役するの意味であることは言ふ迄もありません。また「おほす」といふ言葉も用ひてあつて、これには「科」・「課」の字が當てられています。「おほす」とは負擔せしめる義であることは、是れ亦た言ふ迄もありません。

私は、今ここに、「まつろひ」の精神といふ語を用ひますが、「まつろひ」の意義に就いては、話が岐路に入るの嫌はあるけれども、一應の説明をここに加へて置くことが必要かと思ひます。

二「まつろひ」の精神

「まつろひ」といふ言葉は、「まつり」といふ言葉の延語であります。彼の有名な

花の色は うつりにけりな いたづらに

我が身 世にふる ながめせし間に

の「うつる」(色彩の褪色すること)が延びて「うつろふ」となり、また

夕づく日 雲一むらに かげろひて

時雨にかすむ 岡の松ばら

といふ歌の一例にも見るが如く、「かげる」(日月などの光が物に障へられて翳ること)が「かげろふ」と成るが如くに、「まつり」が延びて「まつろひ」と成つたのであります。

而して、この「まつろひ」なる語には、自己の上首・上位に在るものに對して隨順・奉仕・歸一する意味が有るのであります。

抑々「まつろひ」の語源たる「まつり」といふ言葉は、自己の畏敬・崇拜・景仰・信賴する對者に向つて、これを推戴し、これに隨順し、これに奉仕する意味を表はす言葉であります。

我が日本は神國であつて、神祇を崇敬し、祭祀を尊重するの思想信念は、我等國民の總べてに普通・共通・一貫して居るものであるが、その神祇を崇敬祭祀することを表現する言葉として、古來

神をいはふ 神をいつく 神をまつる

の三つの言葉を用ひて居ることは、古典の明記するところであります。而して、この三者を書き現はす爲めに、古事記・日本書紀等の古典には、齋・祭・祀・祠・鎮・忌・奠・祭祀などの漢字を當て用ひてあります。此等の三つの用語の中にて、「神をまつる」は、今日我等が普通一般に用ひてゐる言葉であつて、其の神祇に對して祭祀・奉仕するの事實を「まつり」（祭・祠・祀・祭祀などの字をこれに當ててゐる）と稱してゐることは、贅説を要せぬところであります。

而してまた、

天皇に對し奉りては、後に再説するが如くに、我等國民は、其の神聖・尊貴・絶對を仰ぎたてまつりて、「天神の御子」と申し上げ、「現人神」または「明御神」とたたへ、「天皇」と仰いで、絶對に隨順・奉仕・歸一したてまつつて居るのであるから、天皇に對する奉仕・隨順の事實は、神祇に對するそれと同様に「まつる」といふ言葉を用ひて之を言ひ表はしても好いのであるが、神祇に對しての「まつり」に對して、天皇に對したてまつる場合には、「まつりごと」なる語を用ひて、二者の間に用語を別

つこととなつたのは、言語使用の歴史的分化に外ならぬのであります。畢竟は、「まつり」も「まつりごと」も、其の根本の意義に於ては一つであります。故に、我が上古の用語例に於ては、

天皇に對したてまつりては、「まつりごとをまをす」と云ひ、これに、奏す・申す・白す等の字を當て用ひ、また、

天皇は「まつりごとを知ろしめす」または「聞こしめす」・「見そなはす」と用ひて、後世の如くに「まつりごとをとり給ふ」とは言はなかつたのであります。「まつりごとをとる」と云ふのは、中世以降の用語例であつて、臣下たる官僚についても亦た之を用ひ、「とる」には、執・取・掌・攝などの字を用ひることになりました。

要するに、「まつろひ」とは、自己の上たる者、崇敬する者、尊奉する者に對して、歸・服・隨・順する義であるから、古事記・日本書紀等の古典に於ては、これに當てるに、歸・服・伏・順・和順・歸順などの文字を以て當ててあるのであります。

第八章 天皇の奉爲おほむかひに行ふ勤勞

天皇は神聖尊貴・無上絶對の御存在にましますが故に、その奉爲にする勤勞は、絶對的のものであつて、「まつろひ」の精神に本づき、「捧げる」の觀念に依つて行はれるものであることは、勿論であります。

大よそ我が上代に於ては、

天皇の下したまふ大命は、

至尊の側近に奉事して近侍輔翼の重任に當る「まへつぎみ」が之をうけたまはりて、或はこれを「みこともち」に傳へ、或はこれを巨氏大族の氏上うぢのかみもしくは有力な部族の頭領たる伴緒ともつねまたは伴造とものかつこに下令傳達したものであります。「まへつぎみ」とは「前つ君」すなはち

至尊の御前近くに仕へる君きみといふ義であつて、古事記・日本書紀等の古典には、大夫・公卿・卿・卿大夫・臣・侍臣・群卿・群臣などの文字をこれに當て用ひ、また「みこともち」とは、「御言持」すなはち

至尊の御言みこと——詔・勅・命令——を受け賜はり戴き持ちて實施實行する者、といふ義であつて、記・紀等の古典には、これに、宰・司などの字を當て用ひてあります。

而して、大命すなはち「みことのり」を下令傳達せられた各氏上・伴緒等は、直ちにこれを承はり奉じて、詔命のまにまに、其の氏人や部民を指揮統率して、一定の部署に就き、その命ぜられたる所役を果たすべく各自の赤誠の限りを盡したことは、勿論であります。即ち、或は其の氏人・部民を率ゐて護衛の重任に當り、或は舗設裝備をととのへて朝儀典禮に參列し、或は隊伍を組織編成して出師行軍し、或はまた工事・營作・耕耘・修築等の事業に立働くなど、その時その場合によりて、其の行ふところは種々様々ではあるけれども、氏上・伴緒たるものは、各々その氏人・部民を率ゐて天皇の奉爲に奉仕したものであることは、素より言を俟たぬところであります。

而して、各氏上・伴緒の管領の下に隷屬したる該氏族の多數の氏人および多數の部民等は、——この部民すなはち該氏族の私領民を、部曲とも、部曲之民とも、氏奴とも、家部なども云ひました。——各自の本主たり統率者たる氏上・伴緒の指揮統率の下に「服從」して、上・至尊なる

天皇の奉爲に、各自各箇の奉仕を「捧げる」ことを致したものであります。其れ故に、當時に於ては、一般民人は、(ひとり該氏族の氏人のみならず、氏人よりは劣等的・隷屬的階級に置かれた該氏族の私領民たる部民をも含む) 自己の族長たり本主たる氏上・伴緒の指揮統率のまにまに 換言すれば、其の「おほす」まにまに、「つかふ」まにまに、服務・勞役・勤勞することに依つて、上

天皇への奉仕の實を盡すことになつたものであります。故に、概してこれを言へば、此等民人一般にとりては、前述の「尊長・権力者との關係に於ての勤勞」が、やがて、間接に、上

天皇に對し奉るところの奉仕勤勞となつたものであります。

かくの如き事實は、現代の如き社會體制に於ける事實とは、大いに異なるものであつて、隨つて、當時に於ける一般民人の勤勞問題に關する限りに於ては、前述の「尊長・権力者との關係に於ての勤勞」と、此の「天皇の奉爲に行ふ勤勞」とは、二者を併合して一聯としてこれを考へるも差支へなき事となるのであります。要するに、その根本となるものは、「まつろひ」の精神であり、「捧げる」の觀念であるから、これを亦た「奉公の精神」と謂ふも、當つて居るかと思ひます。

第九章 勤勞・奉公と「えだち」・「みつぎ」

我が上代の勤勞・奉公を考へる上に、見通すことの出来ない事實は、「えだち」であります。また「えだち」と並べて吾人の考察を必要とするものは「みつぎ」の事實であつて、殊に「みつぎ」の主旨・精神は、吾人の最も留意省察を要するものと考へます。仍つて、次にこれ等に就いて述べることに致します。

46

一 課役(えだち)

我が上代に於て、人民が上の命令すなはち「おほせ」に依つて勤勞服役することを「え」または「えだち」と謂ひ、これに、役・課役・役使などの文字を當てて書きます。また其の勞役に服する者を「えよぼろ」——役丁と書く——と稱しました。

「え」・「えだち」は、主として土木工事・建築造營等に於ける力役・勞働を稱したものであるが、また防人となつて邊境の守備に當り、督將に引率せられて征戰に赴くことをも、同じく「え」・「えだち」と云ひました。

日本書紀に、

仁徳天皇が都を難波に遷し奠めて、後その宮室を造營したまひしとき、「課役を科せて宮室を構る」と記し、また其の第十一年の條に、難波の地が河水横流して水はき悪しく、少しく霖雨すれば河水が氾濫して、道路田宅を浸すを以て、堀江の開鑿を行はしめられたが、この時偶々新羅人が來朝したので、これを役に勞ひ給うたことが記載してあります。尙ほまた、

47

應神天皇の時に、新羅人が來朝したので、建内宿禰に命じて、これを引率して堤池を作らしめ、百濟池を作つたといふことが古事記に記してあつて、これを「爲役」と云うてあります。また萬葉集卷十四に載せてある防人の歌に、

大君の命かしこみ 愛し妹が

手枕はなれ 欲太知 來ぬかも

といふ歌が有りますが、この「よだち」は「えだち」を訛つたのであります。

要するに、「えだち」は、上の命令に服従して自からを勤勞して、其の命ぜられた事業に奉仕するものでありますが、此の事實は、「まつろひ」の精神に本づくものであることは勿論であります。「まつろひ」の精神が、自己の勤勞——すなはち力——を捧げるの事實となつて具體化せられたものが、即ちこの「えだち」であつたのであります。故に、「えだち」は必ずしも其の勤勞の代償として或種の給附——賃銀に當るもの——を受けたものではなく、たとひ場合に依つて或種の給附を受けることが有つたとしても、それは決して當然の要求に當るものではなくして、上からの自發的もしくは恩惠的の給附であつて、賞與もしくは謝禮の如き意味のものであつたかと推考せられるのであります。

二 御調(みつぎ)

「えだち」の事實と併せ考ふべきことは、我が上代に於ける「みつぎ」の事實であります。

「みつぎ」は、後世には普通に濁音にて「みつぎ」といふけれども、本來は清音にて「みつき」と云ふのが正しいと考へます。古事記・日本書紀その他の古典に於ては、「みつぎ」に當てるのに、調・貢調・調物・庸調・調賦・調役・賦役・賦・御坏・御調などいろいろの文字を以てして居るが、これを語源的に解釋するときは、「つき」(調)の上に「み」(御)なる接頭語を冠附したものであつて、

天皇に奉るものなるが故に、かく敬稱の接頭語を冠したものと考へられます。

而して「つき」は「附」の義であつて、漢字の附・著・屬・隸の意味を有し、

「つく」の語尾を變化しては「つかへ」・「つかふ」(仕)となり、

「つく」に「い」(齋・忌)なる接頭語を冠しては「いつき」・「いつく」(齋・拜)となり、

「つく」に「み」(御)なる接頭語を冠しては「みつぎ」・「みつく」(調・貢)となつたのであります。

要するに、「つく」(附・著・屬・隸の意)なる語を語根として、「つかふ」(仕)・「いつく」(齋・拜)・「みつく」(調・貢)の三箇の言葉が派生したものと解せられるのであります。

抑々

天皇に「仕へまつる」といふことは、

天皇の神聖尊貴の絶對を、仰ぎ・尊み・畏み・崇め奉りて、これに付き隨ひ、これを戴き奉ることでありませう。また神祇を「齋さまつる」といふことは、亦た神祇を、仰ぎ・尊み・畏み・崇め奉りて、これに付き隨ひ、これを戴き奉ることでありませう。上代に於ては、我等國民は、神祇と

天皇との間に、さまで區別懸隔が有るものと思惟することなく、

天皇は「天神の御子」にましまし、また「現人神」・「現御神」にましますと信じて、天皇と神祇とに對しては、殆ど同一觀念を以てこれを仰ぎたてまつつたものであります。謂はゆる「帝之與神、其際未遠」とは當時の實狀であつたのであります。其れ故、

「天皇に仕へまつる」といふも、「神祇を齋さまつる」といふも、言葉の使ひ分けこそ有れ、其の觀念に於ては、殆ど同一であつたのであります。而して、天皇に「みつき」を献上奉呈するといふことも、畢竟するに此れと同一觀念に本づくものと解するのは、蓋し正鵠に中つてゐると謂ふ可きであります。即ち、天皇の神聖尊貴の絶對を仰ぎ・尊み・畏み・崇めまつりて、これに付き隨ひ・戴き奉るよりして、換言すれば、「まつろひ順ふ」よりして、其の標すなはち具體的表明として、臣民より何等かの物資を奉獻貢納することとなつたものが、即ち「みつき」(御調)と呼稱せられたものであります。

故に、我が上代に於て、臣民が

天皇に「みつき」を奉獻した事は、あたかも、當時、各氏族が、各自の居住地に於て、それぞれ其の祖神または氏神を祭祀する場合に於て、彼等の收穫したる又は製作したる多種多數の物資の中より、最も精良なもの、新鮮なもの、もしくは珍稀美麗なものを擇び定めて、これを神前に供進捧獻して、以て各自の神祇に對したてまつる誠意を表

明したのと、其の意義の根本は、共通であり同一であつたと謂ふ可きであります。即ち、彼等が、神祇に對したてまつつて、畏敬・崇拜・景仰・信頼の誠意を披瀝表示したのと同様に、

天皇に對したてまつりて、奉仕・服従・隨順・歸一の誠意を具體的に表明する爲めに、「みつき」を献上したものと謂ふ可きであります。要するに、「みつき」は「まつろひ」の精神の具體的表現であります。

「みつき」の本質が既にかくの如きものでありますから、其の行爲は、自發的・任意であつて、決して他動的・義務的のものではなかつたのであります。併しながら、臣民自身に於ては、これは、已むに已まれぬ各自の至情より發する「つとめ」であり「義務」であると爲すに至つたことは、蓋し疑ひ有りませぬ。

「みつき」は斯くの如き性質のものでありますから、隨つて其の献上する物資の種類も、素より一定することはなく、また其の献上する數量も、其の献上する時期や、回数も、何等制約せられるところが無かつたことは、勿論のことであります。

然しながら、時勢が漸く遷り、社會の事象が次第に複雑となり、朝廷の政務が次ぎ次ぎに繁多を加ふるに及べば、朝廷は其の政費を得る爲めに、何等かの方法を探らなければならぬに成るのは、必然の事であります。從來、公家の財源としては、御調以外には、御縣・御子代・御名代・屯倉からの収入が有つたわけでありましたが、もはや此等のみにては不充分の情態となつたのであります。ここに於てか、財物の貢納を臣民に課當し、臣民をして資材の提供を負擔せしめることが必要となります。

神武天皇より第十代の

崇神天皇の時に至つて、男弭之調・女手末之調を貢らしめられたのは、即ち此の現はれであります。ただし、此の時に「調」をたてまつらしめられたる範圍・期間等は、全く不明であります。

かくて、此れより後、從來の自發的・任意的の調貢たる「みつき」の外に、義務的の調貢を課當せられた事が、時に依つて併存したと考へられるのであります。後に、大化改新の新制に至つて、租・庸・調の制度が創定せられて、ここに本邦の税制の歴史が

一大時期を劃することとなつたものであります。

「みつき」の原始的意義が上述の如きものであつて、我が上古の税制が斯くの如きものから起原し發達したものであるといふことは、税制の沿革歴史を考へる上に於て、極めて重要な事項であることは勿論であるが、この事實は亦た、我が國體の本義を闡明する上にも、重要な一面をなすものであるばかりでなく、吾人が今考察を行ひつある勤勞問題の本質を推考する上にも、此の事實は、決して輕視看過すべからざる一事例であると考へるのであります。

「みつき」が「まつろひ」の精神の具體的發露表示である以上は、「えたち」も亦た、臣民の

天皇に對したてまつる「まつろひ」の精神の具體的發露表示の事實であらねばならぬのであります。今、日本書紀を見るに、その中に、「調役」の二字を「みつき」と訓ませた所も有り、また古事記には「課役」の二字を「みつきえたち」と二つに分けて訓ませた所も有ります。おもふに、「えたち」も亦た廣義の「みつき」の中に包容せらるべきものであると謂はなければなりません。

これに關して併せ考ふべきは、我が上代に、地方の有力な氏族が、——該氏族の首領たり代表者たる氏上たる者が、——其の子女、或は其の氏人の中にて適當と認められた男女を選びて、これを遙々京に送りて、公家に奉公せしめたといふ事實の存在することでありませぬ。その男子を「舍人」と云ひ、女子を「采女」と云ひました。すなはち、その物資・財物をたてまつり、その勞力をたてまつりたるのみならず、その人をもたてまつりて、以て

天皇に對し奉りて奉仕隨順の誠意を表明したのであります。かくの如く「舍人」や「采女」をたてまつつた事には、政治的意味や文化的意味も含まれてあつたであらうと考へられる事も有るけれども、其の根本の意義は、亦た前述の如くに、

天皇に對する「まつろひ」に在つたことは、疑ひ無いと謂はねばなりません。

彼の大化改新の新制に於ては、新たに租・庸・調の制を定めて、從來の「御調」の制度に一大革新を加へましたが、此の時の新制に於ても、「仕丁」および「采女」を出さし

める制を存し、又その庸に於ては、一戸毎に、庸ちからしろのぬの 布を一丈二尺、庸ちからしろのよね 米を五斗づつ出さしめることと規定しました。この大化の税制は、後の大寶・養老の令に至つて、更に修正され簡單化されましたが、養老令に於て定められた租・庸・調の制に於ては、凡べて庸は丁男を標準として徴收し、丁男は毎年十日間勞役に服するの義務有るものとし、(但し代役は認む)之を歳役と云ふ。多くは實役を要せざるを以て、其の代りとして布(二丈六尺)を出さしむ、仍りて之を庸ちからしろのぬの 布と云ふ。と規定したのであります。力役に服することを以て國民の義務としたことは、明かに之を知ることが出來ます。

第十章 國體の本義と「まつろひ」の精神

我が國體の本義は、諸多の角度方面からこれを觀察・検討・説明せらるべきものでありますが、要するに、畏くも上

天皇が、「安國」と平らげく知ろしめすの聖旨を以て、我等臣民を大御實として統治したまふ「神ながら」の御精神の發露が、仁慈愛育の大御光となつて現はれるのと、下

臣民——御臣および民——が、畏くも

天皇の神聖尊貴の絶對を仰ぎ戴きたてまつりて、其の「みこと」——御言すなはち大御心——に隨順歸一し奉るところの「まつろひ」の精神の發現が、皇運扶翼の臣民道の實踐躬行となつて現はれるのとの、此の二つの完全なる合致、すなはち無比絶大なる「和」——謂はゆる一君萬民の眞實完全なる「和」——の實現が、即ち我が國體の

眞の姿であることは、吾人の信じて疑はざるところであります。而して、この「まつろひ」の精神こそは、我等國民の實際生活のあらゆる部に、——勿論時と處と位とによりて、其の現はれ方には千差萬別の態様の變化は有るとはいへ、——必ず何等かの事實となつて、顯現發露せられるものであります。

而して、この「まつろひ」の精神は、後世永く傳統せられて、其の時代の社會相に順應して、或は將軍に對する事實の中に、或は自己の領主・大名に對する事實の中に、或はまた自己の主人・師匠・父兄・尊長・長官等に對する事實の中に、それぞれ發揮實現せられたものであることは、我が歴史の吾人に示すところであります。

上代に於ても、「えだち」に赴いて公家（おほやけ）に對して「勤勞」を捧げた「まつろひ」の精神は、亦た自己の氏上・伴緒に對して其の勤勞に服した場合に於ても同様に發現され、また其の他の尊長・權力者に對して勤勞に服した場合に於ても、同様に發揮實行されたものと信ぜられるのであります。

果して然らば、此等の勤勞は、一方的の事實として、其儘に了りたるものであるか

と云ふに、否々、決して然に非ずであります。「勤勞は生産の母なり」であります。其の影響し結果するところは、極めて廣汎且つ多大であることは、勿論であります。故に、これを上にしては、畏くも

天皇の大御光となつて、「安國」と平らけく天の下を知ろしめす御統治の事實の中に反映し、これを下にしては、自己各自の屬する一氏・一族・一家・一戸の有形無形の利益となり收得となつて、其れが、その勤勞者各自のそれぞれの生活の安定と充實の基礎となりたるは、必然であります。

第十一章 生業(なりはひ)と産靈(むすび)

私は今ここに「勤勞は生産の母なり」との語を用ひました。かかる言葉を、他の人にして既にこれを用ひた者が有りや否やは知りませんが、私は今此の言葉を用ひたことであるから、ここに少しく生産に關することを附言して、上代に於ける勤勞と生産との關聯に就いて述べることに致します。尙ほ、生産に關しては、後篇の中に述べてあるものをも參照してもらひたい。

上代の言葉では、生業——産業——を「なりはひ」と云ひました。日本書紀には、業・生業の文字を「なりはひ」に當て用ひてあります。「なりはひ」の語根は「なり」であつて、「なり」に「はひ」を附けたものであります。萬葉集の卷五に載せてある山上憶良の歌に、

久方の天路は遠し なほなほに

家にかへりて なりを 爲まきに

といふ歌が有ります。「なり」といふ語の意義は、生・生成・現成・化成といふ意であつて、自然に産出せられるのを云ふ意味の言葉であります。すなはち「出現」であつて、「造出」ではないのであります。「實がなる」・「水が湯になる」・「巖となりて苔のむすまで」などの「なる」が即ちこれであります。

古典、たとへば常陸風土記に、「耕耘」の二字を「なりはひ」と訓んであるが、これは、耕耘秋收は人民の生業中の主要なものであつて、且つ普遍的のものであつたから、農耕の業を指して特に「なりはひ」と稱したものと思はれます。山野に狩獵し、河海に漁撈することも、亦た謂はゆる「なりはひ」なることは勿論でありますが、「なりはひ」の中の「なりはひ」は、即ち農業であつたのであります。由來我が日本は農業國であります、瑞穂國であります。

狩獵および漁撈が我が上代に於て多く行はれ、且つ相當に發達してゐたことは、歴

史の吾人に示すところであります。「かり」の語義は「驅」であつて、獲物すなはち目的物たる鳥・獸を驅り立てて之をとるが故に、斯く稱したものであります。また「すなどり」の語義は、蓋し「磯魚捕」でありませう。「いそな」がつづまりて「すな」となり、「すなどり」となつたものと解せられます。故に魚取といふ言葉も有るのであります。

五穀の耕作による主要食料たる穀類の生産の外に、狩獵および漁撈に依る動物質食料の收穫に對する努力が、相當に行はれた結果として、その技術の進歩も相當に見るべきものが有つたと考へられますが、而も、農耕の業こそは、主要にして且つ普遍的のものであつたことは、勿論であります。狩獵・漁撈に従事する者も、また銅・鐵・玉・石・木・骨などの技工製作に従事する者も、いづれも皆、農耕に依る穀物の稼穡は、必ずこれを行つたものと考へられます。故に、かくの如く當時に於て普遍且つ主要のものであつた農耕の業をば、特に「なりはひ」と稱したのは、蓋し當然の事と謂ふ可きであります。

ここに吾人の特に注意すべきことは、生産は「なす」に非ずして「なり」である事であります。「なすわざ」に非ずして「なりはひ」であつた事であります。「しわざ」に非ずして「なりはひ」であつた事であります。

これについて考ふるに、上代人の思考したところでは、生産は、各自の勤勞に依つてなり出でたるもの即ち現出したものであつて、各自が自己の力のみによつてなしたるもの即ち作り出したものではない、と思惟し信じたものと考へられるのであります。

而して、其の「なり」出でたるについては、其の物を「なり」出でしむる内在的・裏面的、不可視的の靈力——神秘的の靈力すなはち神祇の力——が其處に實在するものと思惟し、信仰したものと考へられるのであります。而して此の靈力こそ、彼の我が古典の中に傳へられたる「むすび」ではなからうか。古事記・日本書紀等の我が古典に傳へ記されてある「産靈神」は、この「むすび」を神格化して、其の「神」としての存在を認識し、信仰して、これを傳へたものではなからうか。古事記には「産巢日神」と文字を當て、日本書紀には「産靈尊」と文字を當てて、共に「産」の字を當ててあるの

も、注目すべきであります。「むすび」といふ言葉は、「むす(生す)——」巖となりて苔のむすまでの「生す」といふ語と、「ひ(靈)」といふ語との結合語であることは、既に多くの先人の言明し居るところであります。然るに、近來、この「むすび」を「結び」の義と解して種々説を立て居るのを見懸けますが、これは全く誤解・曲解であつて、本來「産靈」と「結び」とは、其の發音の音調にも相異の有る別箇の言葉であります。

前述の如き見解にして若し誤無しとすれば、「生産」なる事實は、各人の勤勞の結果として此處に現出する事實であることは勿論疑ひ無いけれども、此の現出は、吾人の力——自己のみの力——に由つてのみ作り出された事實ではなくして、「むすび」の神の靈力に因つて現出すなはち「なり出で」たるものであると、我等の祖先の上代人が思惟し・信じたものであると、これを考へなければならぬのであります。即ち、生産は神祇の靈力に因るものであり、神祇の恩資たるものであり、神祇の「恩頼」の結果たるものであると信ぜられたのであります。

第十二章 幸(さち)と感謝奉賽

かくの如くにして、「なりはひ(生業)は産靈神の靈的威力に因るものと信じたりしが故に、彼等はまた、その自己が生産し得た物を稱して「佐知」と謂うたのであります。古事記・日本書紀等の古典には、「さち」なる言葉に當つるに「幸」・「利」および「幸利」といふ漢字を用ひて居ります。「山幸」・「海幸」と云ふが如きは即ちこれでありませす。

抑々我が上代に於ては、本書の後篇に於ても述べる如くに、生産の方面、生活の方面、經濟の方面は、大むね海上關係のもの、陸上關係のもの、二大方面に分れてゐたのであります。謂はゆる山幸・海幸は是れに由つて存する譯であつて、山幸は陸上方面のものを稱し、海幸は海上方面のものを稱するのであります。即ち、前者は、

山野に狩獵し、林叢に採取し、田畠に耕耘するの幸を謂ひ、後者は、江湖海上に漁撈して、いはゆる鱈廣物・鱈狹物を捕獲するの幸を謂ふのであります。故に、古典の中にも、幸弓・得物矢あるひは幸釣などの名稱が見えて居るのであります。

「みち」(幸・利)とは、單に利または益といふのみの意義ではなくして、神祇の力——或は神祇の佑助——に依りて與へられた物、といふ意義が存するものと解するのが正鵠に中つて居ると謂はなければなりません。信仰と生活とは、いづれの民族に於ても不可離の關係に在ることは、既に學者の多く氣附いて居るところであるが、神祇の崇敬について特殊の發達を有する我が國民の實生活の真相を了解するには、此の點は最も重要な鍵點であると謂はなければなりません。

斯様な次第であるから、生産は、自己の勤勞に依りて其の結果として現はれるものであることは疑ひの無き事實ではあるけれども、我が上代人は、此の事實は、實は我等の畏敬・崇拜・祭祀・祈念するところの神々、就中殊に産靈神の靈力に因つて、神の授け物——賜物——として現はれるものであると信じたるが故に、随つて、其の恩

資に對する感謝奉養の念が、おのづからに起り來るべきは、當然の事であります。——この感謝奉養の念をば、支那にては「報本反始」といふ言葉にて言ひ現はして居つて、禮記に其の文字が見えて居るが、我が國でも近世以來この言葉が多く用ひられて居ります。この謂はゆる「報本反始」の思想信念の存することが、我が國に於て、最も古い時代から、神嘗祭および大嘗祭・新嘗祭の如き祭祀が行はれて居る所以であります。後世および現代では、大嘗祭は御歴代の御代の初めに御一代御一度の大祀として行はせられるのを申し、新嘗祭は毎年の十一月に行はせられるのを申すが、平安時代以前に於ては、御一代御一度の大祀をも、毎年十一月の新嘗祭をも、共にこれを大嘗祭と申したのであります。

而して又、神威神徳に依る佑助守護に對する感謝報恩の念と表裏伴隨して、生産收穫に關する神祇の佑助恩頼を冀求し祈念するの念の存することも、亦た當然の事であります。是れ我が國に、最も古い時代から、年穀の豊穰、生産の完成を祈るところの祈年祭の行はれる所以であります。かくの如く、祈年祭および新嘗祭の二つの祭は、

我等の「生」の根本に即し、我等の生活に關聯する祀典であるから、悠遠の神代このかた、永く渝ることなく行はれて、現在に於ても、各神社の一年中に行はれる多くの祭の中の三大祭中の二大祭であることは、何人も能く知つて居るところであります。

かくの如くに、すべて生産物は、自己の收穫・作出・製造した單なる物——物資——に過ぎざるものとしてのみ之を思考することなくして、此れを、神祇の力に依り、神祇の御蔭(恩頼)に依つて授けられた賜はり物・授かり物であると信じたるが故に、その生産收穫にあたりては、これを神祇の御前に奠供して、感謝と報告との誠意を表明し、また、生産したる物、殊に我等の生活の最大必要物たる食物は、これを大切にしなければならぬとして、「物を食末にしてはならない」「物を大切にせなければならぬ」「殊に「食べ物は、これを食末にしてはならぬ、大切にせなければならぬ」との社會的規範を生じて、後には「食べ物を食末にすると罰が當る、目がつぶれる」と云ふが如き訓戒をさへ生ずるに至つたのであります。

かくの如きは、全く前述の如き、生産に關する我等日本人の上代以來の信念に起因

するものであつて、恐らくは他のいづれの國民にも其の比類を見ることが能はざる程の、傳統的・精神的事實であると謂ふ可きであります。私は今ここに、本居宣長翁の

命いかに繼ぐ 食ひ物 きもの 住む家ら

君のめぐみぞ 神のめぐみぞ

といふ一首を掲げて置くことに致します。

第十三章 和と生産

「勤勞は生産の母なり」勤勞なくして生産あることなく、生産なくして物資の有ることなく、物資なくして何人も其の生を保つことが出来ないことは、説明を要せざる自明の事實であります。

而して、人は己れ一人のみにして決して生きること能はざるものであります。多數者が相聚まつて、協調諧和、扶助協力、一致團結して、以てその生を營み、その生を遂げ得るものであります。故に、「和」こそは我等人間の生存の原理であつて、「和」が失はれば吾人は生きることが出来ませぬ。「和」が無ければ、何人も其の生を完うすることが出来ませぬ。況んや、我等の國家を支持し、これを存續せしめ、これを發達せしめ、永遠の繁榮を期するに於てをや、であります。孟子は、「天の時は地の利に

如かず、地の利は人の和に如かず」と云うたが、「和」は決して唯に「戰」の場合のみに限るものではありません。故に、聖徳太子の十七條憲法の首條にも、先づ「以和爲貴、无忤爲宗」と掲げて、人間生活の原理を示されたのであります。

故に、「和」を結果するの生産にあらざれば、我等の生を完うすることは出来ませぬ。「和」を忘れたる生産は、國家を支持し、國家を存續せしめ、國家を發達繁榮せしめることは出来ませぬ。實に、勤勞は、「和」を結果するの生産勤勞にあらざれば、人間としての、將た國民としての、我等の生を眞に完うすることが出来ないであります。

而して、「和」を結果するの勤勞は、「共に生きる精神」を基調とするものでなければなりません。「共に生きる」の精神は、自己を益すると共に、他人をも益するを以て主旨とするものであります。自己のみを益し、自己のみが利せむとするものは、他を排するものであり、他を妨げるものであり、他と争ふものであり、他と闘ふものであります。闘争は、「共に生きる」の精神と全く反對するものであつて、吾人の生を完うする所以のものでないことは勿論であります。況んや、永遠の存續・發展・繁榮を期する

所以のものでないことは、贅言を俟たぬところであります。人生を闘争と観じたのは、不幸にして「和」の實現を有すること能はざりし人間の思想的産物でありまして、皇國日本に生れたる我等皇國民の有する眞の日本精神とは、全く異なるものと謂はなければなりません。

第十四章 「共に生きる」の精神

「共に生きる」の精神は、これを位によつて分類するときは、左の三種とすることが出来ます。

- 一 對上の 上に對しては「まづろひ」の精神となる。
- 二 對等的 相互對等關係の者に對しては「相互扶助」の精神となる。
- 三 對下的 下なる者に對しては「養ひ治す」の精神となる。

右の「養ひ治す」といふ言葉は、續日本紀に載せてある、慶雲四年七月、元明天皇御即位の 宣命の中に、

此の食國天下を撫で賜ひ慈み賜ふ事は、辭立つにあらず、人の祖のおのが弱兒を養ひ治す事の如く、治め賜ひ慈み賜ひ來る業となも隨神 所念行す。

とあるのに據つたものであります。平易通俗の言葉を以てこれを言へば、畢竟「親ごころ」と謂ふに外ならぬのであります。

斯く三つに分類してこれを見ることが出来るものではありませんが、而も此の三者を併一して、これを大らかに観るならば、要するに、總べてのものが相互に「助け合ふ」の精神、相互に「まつるふ」の精神、相互に「與へ合ふ」の精神に外ならぬのであります。即ち、「和」の大精神に外ならぬものであります。

吾人が、我が古典によつて窺ひ知り得る我が上代に於ける勤勞關係の事實は、主として前掲の對上の關係に於ける事實であります。而して、これに現はれたる「まつろひ」の精神は、恐らくは他のいづれの國民、いづれの民族に於ても見ること能はざる、比類無きものと認むべきものだと思つるのであります。加之、この精神は、我等の傳統的[○]精神すなはち我等の國民精神・民族精神として、遠い先祖以來、綿々脈々として遺傳繼承するものであることは、何人も認めざる可からざる事實であります。

而して、この傳統的[○]精神の發揮・實現こそは、今日並に今後に於て、彌々益々その

緊要を加へるものであります。

萬葉集の卷一に載せてある「吉野宮に幸^{いよ}せる時、柿本朝臣人麿の作^つめる歌」の中に

山川も 依りて奉^{つか}ふる 神の御代かも

といふ句があります。また其の反歌にも

山川も 因^よりて奉^{つか}ふる云々

と詠んだのが有ります。この「山川も」の「も」は、山も川もの「も」であることは勿論であつて、我等臣民のみならず、山も、川も、山の神も、川の神も、あらゆる總べてのものが、悉く皆、

天皇の威徳を仰ぎたてまつり、これに靡^なき、これに依りて、仕^{つか}へ奉^{まつ}るといふ意を詠み現はしたものであります。

また、嘉永・安政の頃に當時の歌人として頗る盛名の有つた、遠州の石川依平といふ人の詠みたる歌に、

大君の 御^み贄^{たえ}のまけと 魚すらも

神代よりこそ 仕へ來にけれ

といふのが有ります。山も川も、魚・鳥すらも、我が

大君に對し奉りては、ひたすらに「まつろひ」・「仕へまつる」とする我が國民信念・我が國民精神こそは、我が國體の根基であり、また我等日本國民の實生活の種々相の根柢たる一大主要礎石である事を忘れてはならないのであります。

後篇 上代の實生活の種々相

「上代」といふ時代區劃を、前篇の場合と同じく、我が國初から大化改新を経て奈良時代の前までと、大よそに定めて、考察の關係上、奈良時代の事實にも及ぶこととして、この記述を進めることとします。随つて、この時代は、古事記・日本書紀に記載されて居る時代であるから、これより述べる事實の文献的根據は、主として記・紀の二典であることは申す迄もありません。

上代に於ける我れ我れの祖先の「實生活」と云うても、その範圍は廣汎であつて、漠然たる感を免れませぬ。人間の生活には、政治的生活もあり、經濟的生活もあり、また精神的的生活もあり、物質的生活もあつて、千狀萬態、複雑多端のものであることは、勿論であります。此等各種各方面の事に就いて、大略一通りの觀察を行ふ事ですら、尙ほ且つ至難の事であります。況んや、既に前篇に於ても述べた如く、我が上代の史實の後世に遺し傳へられて居るものは、甚だ僅少の實情に在るのでありますから、これが委曲を心行くばかりに闡明することは、むしろ不可能とも言ふ可きものであります。併しながら、吾人は、文献の我等に記し傳へるところに随ひ、また遺物・遺

品の我等に語るところ等に本づいて、我等の祖先の生活の一隅一面なりとも、これを知り得て、以て我等現代人の生活の淵源するところを窺ひ知ると同時に、我が國民文化の由來するところが、決して近く且つ淺きものに非ざることを明かにしたいと考へるのであります。

第一章 出産と愛育

人の生活は、慈母の胎内を出でて呱呱の聲を擧げるときに始まるのであるから、先づ出産・誕生の事から此の記述を起すことと致します。

我が國の上代に於ては、出産のときには、お産を爲る場所を、平素の住居から離隔した處に、別にこれを建て設けて、産婦を其處に入らしめて、分娩せしむる習俗がありました。この産室を「産屋」——産殿とも書いた——と稱したことが日本書紀や古事記に見えてゐます。産屋は、常設のものも有つたかと推察されますが、多くは其の都度これを新設したものと考へます。其れは、産を以て一種の穢けがれとしたことにも因ります。此の産屋を建てる風習は、後世まで永く遺つてゐて、今日も此の遺風の存するものが有ります。私も、越前敦賀の常宮に於て其の實例を見ました。

古事記および日本書紀に、豊玉姬命が、

鷓鴣草葺不合尊を生み給うたときに、海濱に新しく建てられた産屋に於て御産をあそばした事が記されてあります。この豊玉姬命は、海神の御女でありますが、この海神と申すのは、當時海上に大勢力を有して、人々より畏敬崇拜せられてゐた地方の大豪族の事であります。豊玉姬命が、この産屋に於て、まさに御兒をお産みにならうとしたときに、夫にてまします

彦火火出見尊に向つて、「私の兒を産むときに、どうぞ見て下さいませな」と、特に御依頼になつたと、古事記・日本書紀に記してありますが、古事記に據れば、其のとき豊玉姬命は、

彦火火出見尊に向つて、

凡て、佗國の人は、産む時に臨れば、本國の形になりてなも産生むなる。故れ、妾も、今、本の身になりて産みなむ。妾をな見たまひそ。と申されたので、

彦火火出見尊は、

其の言を奇しと思はして、其の方に産みたまふを、竊伺みたまへば、八尋和邇に化りて、匍匐委蛇ひき。

と書いてありまして、御夫の

彦火火出見尊がビックリなさいました事を記してあります。日本書紀の記載も、略ぼこれと同様であるが、「八尋和邇」を「八尋大鰐」と記してあります。ここに和邇とあるのは「サメ」の事であつて、「八尋和邇」または「八尋大鰐」とあるのは、大きな「ワニザメ」といふに外ならぬのであります。これは、豊玉姬命が其の分娩に際して、頭髪を解き延べ、帯などもゆるめなどして、床の上に横臥し、出産の苦しみに、身を振はし、動かし、もたえなどせられた有様を見て、大きな「ワニ」に成つたかと、

彦火火出見尊が一時は大いに驚き怪しみ給うたことを形容して、語り傳へたものと考へるのであります。而して、古事記の此の記載に據ると、豊玉姬命の「本國」すなはちお里方なる「海神」の國では、横臥分娩すなはち臥産が其の國の習俗であつたこと

と考へられるのであります。後世には、座産が多く行はれることとなつたが 上代に於ては、我が國の或地方にては、横臥分娩が行はれたものと見ても誤り無からうと思ふのであります。

尙ほまた、この豊玉姬命の出産のをりに、其の産屋の屋根に、鶉の羽を葺かれたが、未だ葺き合へうちぬに、御兒がお生れになつたと、古事記にも日本書紀にも記してあります。すなはち極めて御安産であつたのであります。鶉の羽を屋根に葺くといふことは、安産に關する何か一種のまじなひの如き、信仰的の行事であつたのではなからうかと推想せられます。勿論これは推想に過ぎぬものでありますが、古人の説にも、此のやうな説が見えてゐます。

出産のときに、竹刀を用ひて臍の緒を截ることは、頗る古い歴史をもつてゐるものと見えて、日本書紀の神代卷に、

瓊瓊杵尊の皇后の鹿葦津姬命すなはち木花開耶姬命が、その御子の火明命・火酢芹命および

彦火火出見尊をお生みになりましたときに、「竹刀を以て、其の兒の臍を截る。其の棄てし竹刀、終に竹林と成る。故れ、彼の地を號けて竹屋といふ」と有ります。竹刀とは竹篋のことであつて、青竹の篋なるが故に「あをひえ」と云うたものと思はれます。すべて、竹は、我が國の南國の産が元となつたものと思はれ、今日鹿兒島縣下に行つて見ても、各種の竹が各地に好くそだつて居り、また、古く此の地方の出身である隼人が、京師に於ても竹細工を作つたといふ文献上の傳へが有るのを併せ考へても、此の「竹刀」の説話は、頗る注目すべき興味深き傳説であります。

産屋を設けて産婦をここに隔離せしめたのは、産を穢なりとした上代の禁忌の思想——「タブー」の思想——に基づくものではあるが、これが爲めに、産婦をして、産前産後に、能く安靜を保つことを得させ、よつて保健・衛生の上に大に益するところ有らしめたことは、言ふ迄もありませんが、信仰と習俗と合理的の實際生活との關係を考へる上に、頗る參考となる事實と謂はなければなりません。

上代に於ては、子どもを養ひ育てることを「ひたす」と云ひました。棄兒といふこと

も、絶対に無かつたとは勿論斷言は出来ませぬ。況して、不具・惡疾の兒は、これを棄てることも有つたでありませう。諾・冉二神が水蛭子を葦船に入れて流し去りたまうたといふ話が有ります。然し、我が兒をいつくしみ愛することは、人間自然の「まごころ」であります。萬葉集の歌を讀んで見れば、山上憶良は、

父母を 見ればたふとし 妻子見れば めぐしうつくし、……(萬葉集、卷五)
と云うて居ります。また

瓜はめば 兒どもおもほゆ 栗はめば ましてしぬばゆ……(萬葉集、卷五)

とも歌ひ、また

銀も 金も 玉も なにせむに

まさされる寶 兒にしかめもやも (同上)

と詠じて居ります。子を思ふ親の情ほど、自然であり、眞實であり、切實であるものは有りませぬ。「燒野の雉子、夜の鶴」禽や獸ですら我が生みの子を愛護します。ましてや人間に於てをやであります。彼の

人の親の 心は闇にあらねども

子をおもふ道に まどひぬるかな

といふ歌は、中古以來のもの本に、最も多く引用掲載せられてある引歌であると言われます。我が上代に於ても、能く子どもを生み、而して能くこれを愛護して、能く育てあげたことは、勿論と考へます。

其れ故に、我が國に於ては、上代以來、國民の人口は、年代を累ねるに随つて増加する一方でありました。延喜式に載せてある大祓詞の中には、「天之益人」といふ言葉が見えてゐます。天下の人民——國民の總べて——を「天之益人」と云うたのは、我等國民は神祇の佑助加護の下に在る大切な「人」であるばかりではなく、其の人口は、年と共に、益し加はり行くからであります。而も、單なる「益人」にあらずして、「天之益人」であると思惟せられた點に注目すべきであります。かくの如く、我が國が上代以來、國民の人口が逐次増殖して來たことは、亦た我が國をして永遠に榮え行く萬邦無比の國たらしめた主要な一原因でもあつたのであります。

第二章 死と葬と祭

人生活の全局面の終止符を打つものは「死」であります。古事記・日本書紀その他の我が古典に於ては、神聖尊貴の御方の死去を云ふ言葉として、必ず「神がくる」とか「神さる」とか「神あがる」といふ言葉を用ひて居ります。「かくる」は隠るであり、「さる」は去る・避るであり、「あがる」は上る・昇る・登るであります。

抑々我が上代人の認識・信念では、總べて我れ我れ人間には「たま」・「みたま」或は「たましひ」といふものが必ず内存するものと信じました。——此等の言葉には、「魂」または「靈」或は「靈魂」などの字を當てて書きました。——此等の「たま」・「みたま」・「たましひ」が有るに因つて、我等は生存し、活動するものと思惟したのであります。而して、人が一たび死んだならば、この「みたま」は其の肉體から分離・脱去して、隠

れ・去り、また或高き好き處に上りて其處に留まるものだとの信念を有したものであります。是れ、神聖尊貴なる御方の崩御・薨去を謂ふ場合に、「神隠る」とか「神避る」とか「神上る」とか云うた所以であります。乃木大將がその辭世の歌に、

現世を 神去りましし 大君の

御あと慕ひて われは行くなり

と詠まれたのも、全くこの意味であります。而して、この思想信仰は、上代に於て、一般人民に於ても勿論同様に存在したものと考へられるのであります。

かくの如くに、たとひ其の身は現世を神去り給うても、御靈は永遠に滅するものではない。靈魂の不滅。——神靈の永遠の存在。——これが我等日本人の上代以來の信念であります。そこで、この死者の靈魂に對して、愛慕・追敬の禮意をささげ盡す、——否、今や幽明その處を異にして、再び現實的には相見えることは出來得ないのであるから、生前よりは寧ろ一層の思慕と追想と敬愛と、乃至畏敬・崇拜の至情を、これに對つて、捧げ・盡して奉仕するのが、即ち死者の靈魂に對する奉仕の禮すなは

ち「まつり」(祭祀)となつて現はれるのであります。實に我が國に於ける死者の靈魂祭祀すなはち祖先祭祀は、かくの如くにして起つたものであります。

前篇に於て、私は既に、我等日本國民の現實の生存生活に於ける「まつろひ」の精神に就いて述べましたが、既に現實から過ぎ去つた神靈の實在に對しても、亦た同じく「まつろひ」の精神を以て、これに奉仕する事實の存在することを、私は今ここに述べなければならぬのであります。

かくの如く、祖先祭祀は我が國に於て自發的に發生し、我が國に固有する事實であつて、實に悠久なる歴史を有するものであります。故に、祖先祭祀——殊に陵墓に於ける祖先祭祀は、我が國の神社祭祀の主要なる一起原を爲すものでありまして、陵墓の程近き處に祠殿を建てて、その神靈を祭祀することは、極めて古い時代から夙く行はれたものであります。その實例として、たとへば、

瓊瓊杵尊の可愛山の御陵に於ける國幣中社新田神社(鹿兒島縣川内市鎮座)・彦五瀬命の竈山の御墓に於ける官幣大社竈山神社(和歌山縣海草郡三田村鎮座)等を擧げるこ

とが出来たのであります。故に、朝廷に於かせられては、御陵墓の御祭は、殊にこれを重んぜられたものであつて、我が國の正史たる日本書紀には、日向時代の御三代の御陵をはじめとして、

神武天皇以來の御歴代の御陵に就いては、悉くこれを語り傳へて、これを記載してあるのであります。

奈良朝の「令」の制度に於ては、中央政府の太政官の下に屬する八省の一つの治部省の下に、諸陵司といふ役所が設けられてあつて、御陵の事をつかさどり、職員令には、「陵、靈を祭る」ことを掌ると、明かに其の規定を立ててあります。而して令義解には、「祭、陵、靈」とは、十二月に「荷前の幣」を奉ることであると説明してあります。荷前とは、毎年の歳末に、全國から中央政府に納入してまゐる調、すなはち各地方の産物を精選して貢つて來る多種多数のものの中から擇び出して、其の御初穂を御陵に御供進あそばすのが、即ち荷前の幣であります。

此等は皇室の御事ではありますが、臣民の場合に於ても、略ぼこれと同様であつたと

考へられるのであつて、各氏族が、各その祖神・氏神——すなはち其の先祖や、諸氏族の崇敬祭祀する神々、——を祭る場合に於ても、また各自の近き親屬の先靈を祀る場合に於ても、皆ほとんど同様であつたと考へられるのであります。

次に、死者の遺骸は、これを平素居住する住宅に留め置くことなく、別に建物を設けて、そこに隔離安置して、遺族その他の者どもが、これに對して心盡しの奉仕すなはち「まつり」を行ふことも、亦た悠遠の神代から既に存在したことが、古事記・日本書紀等に見えて居ります。この建物を「喪屋」と稱しました。これは産屋の場合と同様に、死の「穢」を忌みさらひて、これを隔離したものであることは言ふ迄もありません。

死者の遺骸を喪屋に留め置いた間には、種々の飲食物を供へ、また音楽を奏し、歌などを唱つたのでありますが、これを「遊」と云うたと記・紀に見えて居ります。喪屋に留め置いた期間は、かなり長かつたものと考へられるが、

天皇を始め奉り尊貴の御方の場合に於ては、一層にその期間が長かつたものと考へられます。これを「もがり」といひ、「殯」・「殯斂」または「斂」といふ字をこれに當てて

書きます。今日に於ても、「皇室喪儀令」の規定に於て、御大喪の場合に、殯宮の御儀が規定してありまして、日供を供進せられる外、十日・二十日・三十日・四十日・五十日祭の御儀が行はれる規定になつて居ります。

上代に於ては、この殯の期間の内に、皇族以下重臣たちが殯宮に參進して、「しのびごと」——誄の字を當て用ふ——を奏し奉る事が行はれたのであります。誄といふのは、言葉通りに、崩御あそばされた

天皇を追慕したてまつり、しのびたてまつる詞を、靈柩の御前に參進して奏上したものと考へられますが、それには、御生前の御威徳や、御功業などを稱へ奉つたものと推想されますが、また御親屬關係の事柄や、朝廷の政務關係の事なども奏上して、神慮を御慰め安んじたてまつつたものと見えます。

斯の様な事は、勿論人情の自然から發して行はれた事でありますから、臣民の下ごまの身分の者の間にも、勿論有つたものと推考せられますが、日本書紀を見ると、孝徳天皇の大化の改革の際に、

凡そ、王より以下、庶民に至るまで、殯を營むことを得ざれ。

と令せられたことが見えて居ります。禁ぜられたのでありますから、其れ以前に普通に行はれて居たことは勿論と見なければなりません。この大化改新のときには、特に詔を下して厚葬を戒め、また尊卑の墓制を定めて、從來の厚葬の弊を抑制する方針を取られたのであるから、皇族以下庶民の殯の舊慣を抑へられたのも、同様の趣旨に由るものと思はれます。故に、このときに、庶民は、直ちに葬りて、「一日も停むること莫れ」とまで令せられた事が日本書紀に記載してあります。併しながら、皇室に於かせられての殯の御儀、また誄を奏するの御儀は、大化以後にも行はせられて居ります。

第三章 穢(けがれ)と禊(みそぎ)祓(はらひ)

既に述べた如くに、出産分娩は、其の婦人にとつて生理的大變化であるのみならず、出血等の事がこれに伴ふが爲めに、古代人は出産を以て一種の穢と信じたのであります。この出産を穢とする風習は、後世に至るまで永くつづき、明治の初年に、「産穢」を以て穢とせず、随つて産所にまじつた者も遠慮するに及ばぬと、政府から特に布達を出すに至つたとき迄、永く産穢の習俗が我が國に存続したものであります。

出産に比較すれば、人の死は、肉體の變化の一層に著大なものであつて、腐敗・悪臭・發散等の嫌惡すべき現象があらはれる爲めに、上代人は、死穢を以て穢の最も大なるものと考へたのであります。

伊弉諾尊がその御后伊弉冉尊の崩御の後、其のおいでになる黄泉國、すなはち死者の住む國に尋ねておいでになりましたので、黄泉の穢に觸れすなはち感染なさいまし

た。それで

伊弉諾尊は、驚き逃げ歸りあそばされた後に、我れは「不須也凶目汚穢之處」に到りてありけり、と仰せられて、我が身の「濁穢を滌ひ去て」なければならぬと言つて、筑紫の日向の橘の小戸の櫛原に至りて、禊・祓を行はせられたといふ説話は、古事記および日本書紀に記し傳へられて、著名な事ではありますが、これは實に、死者の穢を重大と信じ、死穢を極めて忌み嫌つた思想・習俗が、悠遠の古へより存在することを、吾人に傳へ教へるものであります。

死の穢を嫌ひ惡む思想および習俗は、後世に至るまで渝ることなく永く存続したことは勿論であります。後世殊に平安時代に至ると、「濁穢」と稱して、死穢・産穢・火穢等を禁忌することが、益々甚しくなつたのみならず、これに關する一種の禮制も亦た成立し、就中死穢を嚴重に禁忌したことは、現代人の想像以上のものが有つたと謂ふも、決して不可なき程であります。

前述の死穢・産穢・その他の穢に接觸して、己れ自身が穢れてしまつた場合に、祓

たは禊ひたぎを行ひ、これに依つて我が肉體と精神とを淨めるといふ事は、我等日本國民が悠遠の神代より行ひ來つた習俗であり、神事であり、また社會的規範でもあつたのでありますが、是れは全く我が民族的信念から起つた事實に外ならぬものであります。

我が上代に於ては、吾人の信仰に因つて、觸れてはならぬ、行うてはならぬ、としたものが有つたのであります。而して、若しこれに觸れ、或は又これを行つたことが有つたならば、其れは禁忌の犯觸、すなはち謂はゆる「タブー」の冒犯であつて、罪惡を犯す事であると致しました。故にこれに對しては、必ず世俗的の制裁を受けなければならぬとしたものであります。即ち、かくの如き者は、我等の協同生活の秩序・安寧を亂だす者として、我等の協同生活に於ける社會的統制力たる法の制裁を受けなければならなかつたのであります。加之、尙ほまた、かくの如き禁忌冒犯者は、宗教的の制裁すなはち神罰・冥罰をも受けることが有るものだとの信仰を有して居たのであります。換言すれば、若しも罪・穢に觸れまたは犯した者が有つたならば、それが原因となつて、或は病氣に罹るとか、或は惡疾が流行するとか、或は突然に怪我をする

とか、或は死亡するとか、或は思ひ儲けぬ天變地災に遭ふとか云ふ如き事が有るものだとの、信念を有してゐたのであります。

其れ故に、禁忌の犯觸を自から覺つた場合には、成るべく速かに、その過ち犯した罪・穢をば、神祇に謝し、其の罪・穢をば拂ひ・除き・去り、洗ひ・淨めて、以て本來の清淨・潔白・純眞・無雜の自己の本然・本體に立還らうと努め求めたのであります。是れ「禊ひたぎ」および「祓はらひ」の行はれた所以でありまして、禊は、水を身體に濯ぎかけ、または水中に入つて身體を洗ひ・滌ぎ・淨めることであり、これに伴なうて我が精神——心靈——をも淨めることでもあります。また祓は、我が身に着け纏うてゐた、穢に觸接感染した着物や品物などを、悉くに脱ぎ去り、投げやり棄てて、言葉通りに「はらひ」やる上に、神祇に祈請してこれを淨める一種の神事を行つて、以て我が身體を淨め、また我が精神・心靈をも淨めることでもあります。而して、後には、その罪・穢をば或物に附托して、これを拂ひ去るといふ行事——儀禮——を行ふやうにもなりますが、禊といふも、祓といふも、畢竟その歸するところは一つであつて、要するに、神祇の靈威

を崇信してこれに祈請し、神祇の威力に依つて既存の罪および穢を去り淨めて、拂除滅却してもらふといふ事に外ならぬのであります。かかる點から見れば、襖・祓は消極的のものと見えるが、併しながら、これに依つて、本來の清淨・潔白・純眞・無雜の自己本然の姿に立還つて、完全・圓滿・充實・具足したる自己と成り、仍つて本來天賦の能力を發揮昂揚して、活動・精進することが出来るものと思惟確信するのでありますから、襖・祓はまた、極めて積極的の一面が必ず伴ふものであることを、吾人は留意注目しなければなりません。

この祓を、特に大がかりにて行ふのが即ち「大祓」であつて、大祓はその必要有る毎に、時季にかかはらず行はれたものであるが、後に至りて、定期的にこれを行ふこととなつたのが、即ち毎年の六月・十二月晦日の二季の大祓であります。

以上述べたるが如き性質のものであつたから、襖および祓は、一般人の保健・衛生の上にも、また各人の精神上の修養・鍛鍊の上にも、頗る良好且つ顯著な効果をもたらした事は、推知するに難くないことであります。

第四章 住居(すまひ)と建築

人間の生活に最も緊切必要なものは、言ふ迄もなく衣・食・住の三者であります。故に、今これより此等に就いて概要を述べることにします。

先づ、住すなはち住居の方より述べることにします。いづれの國に於ても見るが如くに、我が國の上代に於ても、其のはじめは、住居の構造は、極めて原始的な、素朴のものであつたが、後ち文化の進むに隨つて、次第に進歩發達して、立派なものとなり、殊に朝鮮・支那との交通が多く行はれて、大陸風の建築技巧が輸入せられるに至つて、今までは謂はゆる掘立式の簡素なものであつたのが、土壇を積み、礎石を据ゑて、その上に柱を立てる、比較的莊麗な、進歩的のものとなり、それまで萱草にて屋根を葺いてゐたものが、瓦を用ひて葺き、鴟尾をあげると云ふが如き、變化進歩を見

るに至つたのであります。併し、斯様な立派なものは、皇室・貴族の建物の一大部分、官衙もしくは當時その數未だ多からざりし寺院であつて、大多數の人民のもつ建物は、奈良時代に入つても尙ほ、頗る簡素なものであつたことは、推想するに充分であります。

古事記・日本書紀等の古典の記すところに據れば、上代に於ては、人の居住する建物を稱して、「す」——「巢」の字を當て用ひた——または「や」——「家」・「宅」・「屋」の字をこれに當てた——と稱し、尊貴なる御方のそれをいふ場合には、「み」(御)なる接頭語を附して、「みす」または「みや」と稱したのであります。「みす」は「御巢」と書き、「みや」は「宮」・「宮殿」などの字をこれに當て用ひました。

また、「や」(屋)の外に「やか」——「家」・「宅」の字を當てた。——といふ言葉も有つたので、「やかす」といふ言葉も用ひられ、これには「舍屋」の字を當ててある。

また、「あらか」といふ言葉もあつて、

天皇・皇族等の尊貴の方々のましますところを「宮」と申した外に、「みあらか」と稱し

て、「殿」・「御殿」・「正殿」・「神殿」・「御舎」などの文字をこれに當て用ひて居ります。蓋し「あらか」は在處ちかの義であつて、其の上に冠した「み」は敬稱接頭語であることは勿論であります。

かくの如く、神聖尊貴のましますところを、「みや」または「みあらか」と申しましたから、神祇の鎮座し給ふところをも、亦た「みや」・「みあらか」と稱し、この外にまた「やしろ」といふ言葉も用ひるに至りました。「やしろ」は「屋代」の義であつて、古典には「社」・「祠」の字をこれに當て用ひてありますが、社の字は、支那では「地主」または「土地之主」を謂うたものであります。

上代の一般人民の住宅建築については、詳細明確にこれを知ることが勿論出来かねますが、一般下級民の住宅は、その居住する場所の状況によつても建て方が種々區々であつたと推考されます。中には、地面を少し掘りさげて、そこに掘立小屋とも云ふべき程のものを建てて棲まつた者もあり、また崖や岩かげなどに片寄せて、柱を樹て、屋根をさし掛けて造つたところに棲まつて居た者もありました。一般に、柱は黒木ま

たは丸木の掘立て、屋根は通常萱草葺と思はれます。床の無かつたものが最も多かつたと考へられますが、併し、種々の経験の結果、床を高く設けて、通風を好くし、濕氣を防ぎ、また蟲や獸畜の妨害を避けるやうに成つたことは、自然の進歩であります。尙ほまた、今も神宮の神明造や一般の神社建築に於て見るところの、千木や、堅魚木や、棟持柱は、上代の建築の一端を物語るものとして、注目すべきものであります。但し、古事記を見ると、

雄略天皇が日下への道を越えて河内に幸行ましたときに、山の上から遙かに堅魚を上げて作つた舍屋を御覽になり、あれは何者の家かと御尋ねが有つたので、志幾の大縣主の家でございませと申し上げたところ、

奴や、己が家を 天皇の御舎に似て造れり。

と仰せられて、人をしてこれを焼かしめられむとしたので、其の大縣主が大そう恐れ入り、「奴にあれば、奴ながら覺らずて、過ち作れり、甚畏し」と申し上げて「能美の御幣物」を献つて、幸に御寛免を得た、といふ事が記してあります。これによつて見

ると、堅魚木を上げる等のことは、神聖尊貴の御方の御住居に於て用ひられた方式であつて、たとひ地方の有力者や豪族であつても、これに倣ふのは、僭越であつたことが知られるのであります。

さて又、既に床を高くするときは、階段または梯子やうのものが必要となつて來ることは勿論であります。ここに於て階段が作られました。日本書紀の

垂仁天皇の卷に、皇子五十瓊敷命が一千口の劔を作られたが、これを石上神宮に藏めて神寶となし、五十瓊敷命をしてこれを掌らしめられました。ところが、命が老年に至つて、御妹の大中姫命に、自分は老齡の爲めに神寶を掌ることが出來難くなつたから、代つてもらひたいと申されたところ、大中姫命は、私は婦人であるから、神宮の神庫のやうな高いところに登ることは出來ない、と申して固辭なさいましたので、五十瓊敷命が、「神庫は高いが、私は梯——梯子のこと——を造つてあげますから、神庫に登ることは御心配は要りません」と仰せられたといふ話が載せてあります。「はくら」とは「秀座」の義であつて、床を高く造つて通風を好くし、濕氣を防ぎ、蟲や

獸畜の害を避け得るやうに、高く造つたものであるから、これを「秀座」というたものであります。

元來「くら」と稱するものは、物資を収納・蓄藏する爲めに造られたものであるから、成るべく床下を高くして、通風・防濕・保護に有利なやうに構築されたものに相違ありません。上代、皇室には「齋藏」といふ「くら」が有りましたが、

神武天皇から第十七代の

履中天皇の時に至つて、「内藏」といふ「くら」を別に建て、内藏には官物すなはち朝廷の財物を納れ、従來の齋藏には、神祇祭祀に關する物を別ち納められました。ところが更に第二十一代

雄略天皇の時に至つて、「大藏」といふものを建てて、これには政府の資財、すなはち臣民諸氏族からたてまつつて來た御調の物を納められることとなつたと、古語拾遺等に傳へ記してあります。新撰姓氏錄には、「八丈の大藏」と記してありますから、相當に大きな建物であつたかと想像されます。

また、大化改新以前には、諸國に、「屯倉」——また「官家」とも「屯家」とも「屯宅」とも書く。——といふ皇室の直轄御領地ともいふべきものが、多數に遠近に設定せられてありました。而して、ここにも穀倉の如き建物が有つたに相違ないと推想せられますけれども、其の建築等については、不明であります。

「くら」の事について、尙ほ少しく記さなければならぬが、大化の改新以降、租・庸調の新しき租税制度が定められてからは、諸國各地方の人民より貢納する田租の米穀は、總べてこれを其の國の國衙、すなはち國司の政廳に收納したものであります。随つて、國府には、此等の田租の米を收藏すべき「くら」——倉廩——が建てられてあつたことは、勿論であります。而して、これを「正倉」とか「正倉院」と稱しました。彼の東大寺の正倉院は、今日に遺存する正倉院の唯一のものとして、最も著名であり、其の名稱は固有名詞化してしまひましたが、これは彼の寺の寶物・重器を格納せられた一正倉であつたのでありまして、本來、正倉または正倉院の名は、普通名詞であつた譯であります。されば、諸國の正倉も、矢張東大寺の正倉の如くに、床下の高い、校

倉造か或は板壁造であつたものと推考せられます。諸國の正倉の壁を泥土にて塗り固めて、火災を防ぐやうに造ることとなつたのは、平安時代の初期頃からの事と思はれます。故に、土倉は、大體に於て平安時代の初期以後の發達と見るべきでありませう。

我が上代に於ても、尊貴の御方の御住居すなはち御殿・宮は、下民の住宅とは違つて、宏壯なものであつたことは勿論と謂はねばなりません。彼の大國主神が、其の今まで管領し給へる出雲その他の領國を、悉く高天原の朝廷に奉還献上して、自から隱退隱棲せられたときに、高天原の朝廷より特別の優遇を賜はる由の御沙汰が有つて、大國主神の御殿をば、高天原の皇居に倣つて、立派に構築せしめられたといふことが、古事記・日本書紀に記し傳へてありますが、日本書紀には、「柱は即ち高く太く、板は則ち廣く厚く、造らしめられたと記してあります。また、日本書紀に、入皇第一代の神武天皇が畝傍の橿原に皇居を經營して、天の下を知ろしめされたことを古語に、

畝傍の橿原に、底磐之根に宮柱太しき立て、高天之原に搏風峻峙りて、始馭天

下之天皇。

とたたへ奉つて申し上げたと記してありますが、此等は、

天皇の宮殿が宏莊であつたことを、かく形容して傳へたものであります。然し、この言葉にも見える如くに、當時の建築法は、柱は掘立式であり、屋根は萱草で葺いたものであらうと考へられます。私どもが今日拜見するところの、官幣大社出雲大社の御本殿や、伊勢の神宮の御正殿の御建築や、或はまた、歴代御一代御一度の大嘗祭のときの大嘗宮の御構築に於て、我が國上代の宮殿建築の面かげを想見し得るものが有らうかと考へるのであります。

床を高く造ることが考へ出されたならば、やがてこれに伴なうて、二階造も亦た考案されるやうに成ることは必然であります。二階建の家の存在は、其の埴輪の存在するのに依つても知られます。日本書紀に、

雄略天皇の第十二年に、木工すなはち建築の技工の猪名部御田といふものに命じて、はじめ「樓閣」——二階建といふこと、——を造らしめられたといふ事が見えて居

ります。これは、皇宮の域内に造らしめられたものと考へます。この猪名部といふ氏族は、

應神天皇の時に、新羅から我が國に貢つて來た船匠すなはち造船技師の後裔であるといふことが、日本書紀に見えて居ります。然らば、我が國の住宅建築の技巧も、亦た歸化氏族の力に依つて、進歩促進せしめられたものの少くないことは、蓋し疑ひ無きことと言はねばなりません。

加之、佛敎の傳來の後、百濟などから、寺工・瓦工等が來朝して、寺院の建築が追ひ追ひに行はれることになり、大陸建築の様式や技巧が、次ぎ次ぎに輸入されることとなり、土壇を築き、礎石を据ゑ、丹堊を塗り、瓦にて屋根を葺くことが行はれ始め、本邦從來の住宅建築の上にも、大いなる變化影響をもたらしたことは、推知するに難くないところであります。

第五章 着物(きもの)と養蠶機織

一 衣・禪・帶・裳

次に、衣すなはち着物のことに就いて述べることに致します。

伊弉諾尊が、黄泉國の穢れを祓ひ淨めるために、筑紫の日向の橘の小門の櫛原あはぎはらに到つて、先づ其の身に着け給ひし種々の物を脱ぎ棄て投げ棄てて「祓」はらひを行ひ給うたことが古事記・日本書紀に記してありますが、これを見ると、先づ投げ棄て給うたのは御杖みづゑで、その次には御帶みびき、次は御裳みころも、次は御衣みけし、次は御禪みかざ、次は御冠みかぶり、その次は、左右に御手に纏きたまへる手纏たまひ、といふ順序になつて居るのであります。この中の手纏は、一種の装身具であり、御杖は手に携へたまふものであるが、御着物としては、御衣と、

御禪と、御裳の上下の三つが、其の主なるものであります。御衣とは、御召物といふ意の言葉で、即ち上の衣のことです。

上の衣は、窄袖であつて、丈が短く、その長さは膝の上くらゐのところまで止まり、襟は左衽であつて、左の頸と肩の間のところにて紐にて結びましたから、胸を現はしませぬ。我が國の上代に於ては、左衽が普通でありましたが、後ち奈良時代に入りて、唐制の模倣盛んなるに及んで、次第に右衽の風に改まるやうに成りましたのであります。續日本紀の養老三年二月の條に、「初めて天下の百姓をして襟を右にせしむ」と令せられたことが見えて居りますから、此の頃から、一般人民にも命令して、右衽に改めるやうに指導せられたものと思はれます。

衣の下には、太くゆつたりした禪——ツボンの太いやうなもの——を穿き、上の衣のうへに帯を締めましたが、帯は、右脇もしくは前のところに結んで、これを垂らすのが、普通のならば、しであつたかと考へます。それ故、記・紀等の古典には、「たらし」といふ言葉に、漢字の「帯」の字を當て用ひてあります。この「帯」といふ文字の使ひか

たは、古事記撰修の以前、前々からの用字例であつたと見えて、彼の太朝臣安萬侶の古事記の序文にも、「姓の目下に玖沙訶といひ、名の帯の字に多羅斯と謂ふ、此の如き類は、本に隨ひて改めず云々」と記してあります。

一般に帯を背後に結ぶやうになつたのは、近世になつてからの事であつて、上代に於ける結び方は、前結びであつたのであります。

神武天皇の御東幸の征途中、吉野地方をお巡りになりましたときに、「尾有る人」に遇ひ給うたと古事記に見えて居りますが、これは、吉野の山間地方の住民が、帯を背後に結び垂らして居りましたので、上國の習俗と違つた異様なものであつた爲めに、御一行の人々が、尾の有る人間が出て來たよと、驚き怪しみ、御一行の人々に頗る奇異な印象を與へたことを語り傳へたものと考へるのであります。勿論尾の有る人間が居る譯がありませんが、この驚きは、永く後世まで「語りぐさ」と成つたので、古事記の序文にも特にこれを擧げて、「生尾遮徑」と記してある程であります。

上代に於ける窄袖の衣、太くゆつたりとした禪は、共に衛生的で、且つ活動に便利

なものであつたと考へられますが、更に禪の下部を膝の下の邊にて締めくくつて、活動に便にすることが有ります。これを脚結かつかと云ひました。古事記に、大前小前宿禰のよみたる次の如き歌が載せてあります。

宮人の 脚結の小鈴 落ちにきと

宮人とよむ さとびとも ゆめ

脚結に小鈴を着けて、さやさやと鳴る其のひびきをたしなみたる上代人のゆつたりとした生活が、想ひやることが出来ます。

禪の上には、裳をまとふのでありますが、これは後世の袴の如きものであります。婦人も亦た裳を纏ひました。但し、男の裳は丈が短かく、婦人の裳は丈が長くて、地に着く程でありましたから、見たところが、好かつたことと想像せられます。裳は、恐らくは、顯貴の方々、身分ある人々、さもなくば生活に餘裕の有る人々の着けたものであつて、常に勞働活動して居た多くの庶民は、これを着けるには及ばなかつたものと考へられます。

二 布 と 絹

さて、然らば、これ等の衣・禪等を裁縫製作した織物すなはち地質は、どんな物であつたかと云ふに、普通には、貴賤ともに皆、布ぬいを用ひたものであり、特に良質を擇ぶ場合にあつては絹きぬを用ひたのであります。

布にはいろいろの種類が有りましたが、私どもの好く知つて居るところには、麻布あさぬい・木綿布こわたぬい・たくぬたくぬのなどがあります。

麻布あさぬいは、麻の皮から採つた纖維を糸に績いで、これを織つた布であることは、言ふ迄もありませんが、我が國の古典に記してある「麻あさ」なるものは、今日の大麻あさおよび苧麻かちを云うたものかと考へられます。後の延喜式などに於ては、「麻」と「苧けむし」とを區別してあるが、「苧」は即ち今日の「カラムシ」のことであります。而して、麻は大たい青色を帯びてゐるので、麻布を神祇に奠供する場合に、これを青和幣あせにぎはひと云うたことが古典に見えてゐますが、「和幣にぎはひ」とは、神祇に供進する御供物みまぐらひもののことであります。

木棉布といふのは、木棉の纖維を績いだ糸にて織つた布であります。古語拾遺等の古典に記載してあるところに據りますと、木棉は「穀」の別名であつて、これを亦た「總」とも云うたといふ事であります。穀といふ字は、穀物・米穀などいふときの「穀」とは別字であつて、「穀」と書くのが正しいのであります。

穀の木は、楮に極めて似てゐて、其の葉に大小のちがひが有る位のものであり、又九州の或地方などでは、今日も楮を「かぢ」と云うてゐると云ふことであります。とにかく此の木の皮の纖維から糸を績いで、それを織つたのが即ち木棉または木棉布といふたものであります。

木棉はまた「木綿」とも書いた事もありますので、ここに古代の木棉と現代の「木綿」との區別有ることについて一言することが必要と思ひます。

綿糸および綿織物すなはち木綿の使用は、現下の大非常時局に於てこそは其の使用が極めて不自由となりましたが、我が國の近世以降、殊に明治以來に於ては、木綿物の使用は、我が國の衣生活に於て、大量且つ重要部分を占めるものであつたことは、

贅言する迄もない事であります。併し、この木綿なるものは、我が國の上代には勿論、中古にも無く、其の傳來は近世の事に屬することは、世に著聞するところであります。

近世以來我が國民生活と密接不可離の關係に在る木綿は、本來我が國固有のものではなかつたのであります。日本後紀および類聚國史に記すところに據れば、

桓武天皇の延暦十八年に、三河國に漂着した一人の天竺の人が有つたが、其の乗つて來た小船の中にもつてゐた草の實が、すなはち此の綿の種子であつたのであります。

これが我が國に木綿の傳來した最初であります。そこで、その翌年、この種子を紀伊・淡路・阿波・讃岐・伊豫・土佐および太宰府など、南海・西海兩道のいづれも比較的暖かい地方にこれを植ゑしめられました。我が氣候風土に順應しなかつた爲めか、程なく絶えてしまつたのであります。然るに、近世に至つて、豊臣秀吉の征韓の頃に、再び綿の種子を輸入したと云はれ、それから以後、温暖の地方からはじめて、北國地方まで、追追に播殖せられて、綿花・綿糸・綿織物は、諸國各地方に於て、栽植・採取・自製せられるやうに成り、殊に明治以降は、更に外國綿花の輸入に依つて、本邦の綿紡

績・綿織物の製産が、躍進的に盛況を呈するに至つて、遂に世界の市場にその盛名を馳するに至つたのであります。

して見れば、我等日本國民の木綿使用は、實に近代僅かに三四百年の事であつて、それより以前には、我等の先祖は、木綿の存在をも知らずして、木綿以外の被服地を用ひて實用を充たして居たものであります。この事實を我等が知るとき、現在木綿飢饉に直面して、其の空腹を痛感しつつある我等は、ここに思ひ返して見る可き何物かが存在することに氣附くべきではなからうかと考へる次第であります。

木綿が無かつた我が上代に於て、我等の遠き先祖は、麻布・木綿布を用ひたことは、上に述べた如くであるが、この外に尙ほたくぬのをも用ひました。

たくぬのといふのは、たくの木皮の纖維を糸に作つて織つた布であります。前述の木綿も、このたくぬのも、共にその色が比較的白かつたので、「たく衾ヒナしらぎ……」などいふが如くに、「白しろ」といふ言葉の上に冠せらる枕詞として、これを用ひるやうにもなりました。たく衾ヒナとは、たくぬのを以て作つた衾ヒナ——すなはち掛けぶとん

——といふことであります。故にまた、木綿やたくぬのをば、青みの有る麻布に對してこれを「白和幣しろにぎ」と云うたのであります。我が國では、上代以來、精製した布や絹やなどの織物をば、神祇に供へたてまつたもので、これを「和幣にぎ」といひ、また「幣帛へいはく」とも云ふことは、既に述べた通りであり、又何人も能く知るところであります。

此のたくの木といふのは、今日も山野に自生する「ヒメカウヅ」といふ木のこと、或地方では今日でも之を「タコノ木」と云うてゐる處が有るといふことであります。

とにかく、此の如き植物纖維によつて織り成されたものが、即ち麻布であり、木綿布であり、たくぬのであつたのであります。而して此等の物は、皆無地のもので、總べて、上の衣も下の禪も、皆これ等の無地の布にて裁縫せられるのが普通であつたと思はれるのであります。

以上の外に、上代には「しづり」と云ふ布も有りました。「しづり」は又「しどり」とも、また略して「しづ」とも云ひ、これに「倭文布しづ」・「倭文しづ」・「文布しづ」・「倭しづ」・「倭しづ」などの漢字を當てて書いて居ります。彼の有名な話の、靜御前が鎌倉の鶴ヶ岡八幡の社頭

に於て、源頼朝夫妻の前に於て、舞につれて謠つた、

しづやしづ しづの緒た巻 繰りかへし

昔を今に なすよしもがな

といふ歌の中にある「しづ」も、この倭文布のことであり、また彼の「賤機」といふものなども、實はこの「倭文布」の機すなはち倭文布を云ふのであります。

「しづり」といふ言葉は、「條織」の約言でありまして、即ち編織のことでもあります。種々色の異なつた數種の糸を交ぜ織つた編織のことでもあります。尙ほまた、「倭文機帯」といふ名稱の有ることから考へますと、倭文布は、上代には帯に用ひたものが多かつたかと推考されるのであります。和名抄といふ平安時代の中期に出來た書物を見ると、「白布帯」といふ名稱が載せてありますが、これは白布を帯としたものと思はれます。今日に遺存してゐる埴輪人形に於て見る實例に據れば、丸い紐のやうな帯を締めてゐるものも有るが、一般には布を今の兵兒帶のやうにして締め用ひたものかと考へられます。但し、この場合には、布の全幅のものを用ひたのではなくて、恐らくは、

半幅もしくは三分一幅のものであつたかと推考されます。

總べて植物性および動物性の物は腐朽し易いものであるから、上代の布の今日に遺存してゐるものは無いので、吾人は其の實物に接することが出來ないのでありますが、奈良の正倉院の御物の中には、布にて製つた袍や、布衿や、現今の「モンペ」の形によく似た布の袴などが遺つて居りますのは、まことに貴い古代の遺品と申さなければなりません。なほ又、素朴な墨線にて山水の繪を裝飾的にゑがいた麻布や、雄渾なる墨筆を以て、二幅を縦に接ぎ合はせた麻布の上に、菩薩の像をゑがいたものが遺つて居りますが、いづれも皆織目の粗い布であります。殊に常陸國からたてまつつた御調の布が、未だ使用せられずに、其のままに正倉院の中に遺つてゐるものが有るのは、最も珍貴とするに足るものであります。

前述の御調の布は、當時の謂はゆる「庸布」と云ふものであつて、其の一端に墨書してあると據れば、これは、天平寶字七年十月に、常陸國筑波郡栗原郷の戶主多治比部小里といふものの戸の、多治比部家主といふ者が輸した調の布でありまし

て、これに銘記して、

曝布壹端 長四丈二尺 廣二尺四寸

と墨痕もまことにあざやかに記してあるのであります。すなはち此の布は、當時の尺にて、長さは四丈貳尺、幅は二尺四寸であつたのでありますが、この幅を今日の尺にて計つて見ますと、幅二尺二寸八分に當ります。

ここに、丈・幅のことが出て來ましたが、上代の織物類の丈・幅については、日本書紀に載せてある

孝徳天皇の大化二年正月の 詔の中に、絹・純よとぎぬおよび布の丈・幅を規定して、

絹一匹・純一疋・布一端の長さは各四丈、幅は各二尺五寸。

と定めてあります。前記正倉院の曝布の丈が四丈二尺であり、その幅が二尺四寸であるのに比較すると、其の間に、少しの差異が有るのであるが、要するに、上代に於ては、布も、絹織物も、其の幅が廣かつたといふことは、吾人の大いに注目を要するところであります。

かくの如くに、上代の布は無地のものであつたのでありますが、併し、此の無地の布に、草や木の、綺麗な花とか葉とかを摺り着けて、文様を付けることも、亦た比較的夙く案出され實行されてゐたと考へられるのであります。これ謂はゆる「摺文様」なるものであつて、後世の「青摺衣」といふのは、すなはち此の遺風であります。彼の和歌によまれてゐる「陸奥の、しのぶ文字摺」などいふ文字摺なども、すなはち此の種類のものであります。此等は、勿論極めて古拙簡素なものではありますが、尙ほ能く自然の眞美を其の中に捉へ得たものと謂ふべく、以て我等の祖先の自然美への關心、美的意識の確實性を推知することを得るものと謂ふべきであります。

以上述べたものは、皆植物性纖維の織物でありますが、この外に、動物性纖維の織物も亦た存在したことは勿論であります。すなはち絹類の織物であります。

蠶は、上代にはこれを「こ」——兒の意味——と謂ひ、養ひ育てるものであるから、後に普通にこれを「かひこ」と云ふやうになりました。抑々「かひこ」を飼育し、其の繭から、綿をつくり、また絲を績ぎて、これを機に懸けて「きぬ」を織ることは、悠遠の

神代から既に夙く存在する事實であることは、古事記・日本書紀等の古典に、種々記し傳へて居るところに依つて知り得られる事であります。

「きぬ」といふ言葉を書き表はす爲めに、古典には、「絹」または「帛」・「縑」・「縑」・「縑」などの漢字を當て用ひてありますが、布類の如きゴツゴツしたものを稱して「あらたへ」(荒妙)と云うたのに對して、絹の如き柔かなものを稱して、これを「にぎたへ」(和妙)と云うた事も、古典に多く記されてあるところであります。

日本書紀の神代紀に、最初に神がその口に蠶すなはち繭を含みて、絲を抜き出すことを發明なされたので、それから、蠶を養ひ、絲を抜き、これを機にかけて織ることが始まつたのである、と記してあるのは、注意すべき傳説と謂はなければなりません。とにかく、養蠶機織の法は、我が國では、國初以來、悠遠の神代このかた、既に存在した生産業であつたのであります。

それが、其の後、朝鮮半島との交通が年代の進みと共に益々多く行はれ、これに伴なうて、彼我文化の交流が行はれ、殊に神功皇后の新羅御征代以降、

應神天皇・仁德天皇の頃からは、彼我の往來は一層頻繁とあり、彼の地方からは、養蠶機織に關する知識經驗に豊かな技術者が、次ぎ次ぎに來朝することとなりました。又、ひとり養蠶機織の技術者ばかりではなく、造船・建築・その他の工藝の技術者も亦た來朝したものが少くはありませんでした。當時、これ等の技術者を稱して「てびと」と云うたのは、興味有る命名と謂はねばなりません。

古典には、「てびと」に當つるに、「手人」・「才伎者」・「才伎」・「功手者」・「工匠」・「工手」など種々の漢字を以てしてありますが、要するに、技術者もしくは技巧者といふ義に外なりません。とにかく此等の手人が來朝して、彼の國の技巧を傳へた爲めに、我が從來の素朴稚拙なる養蠶機織の法に、大いなる改良と促進とを加へたことは、勿論であります。

日本書紀の

雄略天皇の卷に、錦部の定安那錦の名が見え、またこの御代に、手末の才伎の漢織・吳織・および衣縫を、吳から招き寄せられたといふことが見えて居ります。「手末の

才伎」とは、手先・指先を用ひて仕事をする技術者といふことであり、「錦部」とは、錦織部の約語であります。故に、この頃から、錦の如き特殊の織方の技術も、これ等の歸化人に依つて傳へられたものと思はれます。

また「はとり」といふは、「はたをり」(機織)の約言であつて、これに「服部」の二字を當てて「はとりべ」または「はとり」と云うたのが、後世に至りて「はつとり」と訓むやうになつた事も、既に周知の事であります。

要するに、蠶絲を織つて「きぬ」を作ることには、我が國に於ては、悠遠の神代より既に存在した事であるが、當時の實物が今日に遺存せぬことゆゑ、その如何なる品質の物であつたかは、素より知るに由無き次第であります。併しながら、布を稱して「荒妙」と云うたのに對して、「きぬ」を稱して「和妙」と云うたことから見ても、その輕軟和柔の物であつて、これを優良の織物として珍重したことは疑ひ無いのであります。

而して、後に至ると、この「きぬ」に、絹と純との二種別を生ずるに至りました。前者は、比較的細い絲を平らかに織つたものであり、後者は、太い粗い絲を織つたもの

で、これをまた「純」とも云うたのは、絹が良質の絲を用ひたのに比して、これは粗惡の絲を織つたからのことでありませう。また、「きぬ」に「かたりのきぬ」(絹)または「縑」の字をこれに當てます)と云ふのが有りますが、「かとり」は固織の約言で、これは固くしつかりと織つた絹と云ふ意味の名稱であります。

さきに摺文様について一言しましたが、織物に關聯して考ふべきは、染色の方法であります。我が國は、自然の惠澤の極めて豊かな國でありますが、就中、氣候・風土の關係によつて、春夏秋冬の變化けぢめが、最もきはやかであります。その爲めに、春夏に於ける木草の花や葉のあざやかな色、殊に秋の紅葉の美しき色彩は、殆ど他に比類無き程に、雅麗なものが有るのであります。此等の色彩は、我等日本民族をして美の感覺を豊かならしめる上に、至大な影響を與へるものであることは、勿論と謂はなければなりません。それが、我等の身邊を纏ひ飾る衣服の色彩の上にも、大なる關係を有するに至るべきは、必然と考へられるのであります。併し、上代に於ける染色の詳細については、今日これを明かにすることが出来ませぬ。ただ染色は、地質の

軟かな絹織物に對して先づ行はれたであらうとは、充分に推察し得られるところであります。また、朝鮮・支那の染色法を傳へたのは何時頃からの事であり、其れが如何なるものであつたかも、勿論これを明かにすることが出来ませぬ。併しながら、奈良時代に至つては、既に、纈纈・藤纈・夾纈などの精巧な染色法さへも行はれるやうに成つて居るのを見れば、これが先行時代の進歩の程度も、決して低き程度のもものではなかつたらうと想像されるのであります。

纈纈とは、絞り染の法のことであつて、豆絞りの技法の如きは、餘程古くからのものであると言はれてゐます。藤纈は、蠟にて文様の形附を行ひ染める方法で、蠟染であります。また、夾纈は、文様を彫り透した形板に夾んで、染色を着ける方法でありまして、これ等は、いづれも絹・羅などに行はれたものであります。

この外に、紫・茶・緋・赤・縹・蘇芳などの單色の地色の染め方の行はれたことは、言ふ迄もありません。先年、帝室博物館に於て、紀元二千六百年記念の、正倉院御物の特別展覧が行はれましたときに、合計二十幀ばかりの染織物が陳列されましたが、こ

れを拜観した人々は、いづれも其の精巧且つ雅麗なのに感歎したことであります。

令義解に載せてあるところに據りますと、奈良時代、大藏省に、織部司といふ官司が有つて、ここでは「錦・綾・紬・羅を織り、及び雜の染の事を掌る」と見えて居り、これに「染戸」といふものが隸屬して居たことが記してあります。また、宮内省に屬する内染司といふ官司が有つて、ここでは「供御の雜の染の屬を掌る」と見えて居ります。奈良時代に於ては、織染兩方面の技巧が、既に非常に進歩した時代であつたことは、素より言ふ迄もありません。

第六章 穿物(はきもの)と被物(かぶりもの)

伊弉諾尊が、筑紫の日向の橘の小戸の憶原に於て、禊・被を行はせられたときに、その持ちまたは身に着けておいでになりました御杖・御帶・御裳・御衣・御禪・御冠・および左右の御手の手纏を、投げ棄ち遊ばされたことは、記・紀の二典に記し傳へてゐるところであつて、既に言及したことでありますが、此のをりに、穿物を脱ぎ棄てあそばされたことは見えて居りませぬ。然し、萬葉集に載せてある山上憶良の長歌の中に、「穿沓を 脱ぎ棄るごとく ふみぬきて 行くちふ人は 岩木より 生り出し人か、云々」と詠んで居るのを以て見ても、上代人が「沓」を穿いてゐたことは、蓋し疑ひ有りませぬ。

穿物として、下駄を造り用ひたことは、何時頃から始つたかは不明であります。

其の起原は、蓋し頗る古いものと推考されます。下駄の石製模造品の出土したものが有ります。

草履は、その名の如くに、草や藁を以て造つた穿物であります。これ亦た相當古い時代から有るものと推考せられます。

令義解を見るに、職員令の大藏省の條に、「典履」といふ職官があつて、靴・履・鞍具を縫ひ作ることを掌るとあります。その義解に、此れは賞賜の爲めのもので、供御には關係がないとありますが、百濟の手部や、狛部を使つてこれを製作せしめたと記してありますから、歸化氏族の工人の手に依つて、革にて作られたものと見えます。靴は深い沓で、後世に靴沓といふものに當り、履は浅い沓で、後世の淺履といふものに當りませう。此等の靴や履は、當時に於ても、高級のものであつて、庶民一般の用ひたものでないことは、勿論と謂はねばなりません。大多數の庶民は、恐らくは、跣足か、さもなくば草履・下駄などを穿いて居たものであらうと推考せられるのであります。要するに、穿物に關しては、餘り多くの事は知り得られぬのであります。

次に、被物かぶりものとしては、頭巾づきんと冠かむりとが有りました。この外に、我が上代には「かづら」を被るかぶ習俗が有りました。「かづら」には、「鬘かづら」または「縷いと」といふ漢字を當て用ひて居ります。

「かづら」は一種の裝飾として用ひたものであつて、本來は、植物の「かづら」即ち蔓の美しく適當のものを截り採り、これを輪がねて、頭にかぶつたのが起元であると考えます。前にも一言した如くに、我が國は自然の天恵の極めて豊かな國であつて、草木花卉の美觀の豊富なることから、此處に居住する我等國民の自然美を觀賞する性情が、一種の國民性を成すに至り、仍つて、うつくしい葉や花を採つては此れを頭にかざし、うるはしい蔓を見出でては、これを截りこれを輪がねて、頭にかざつたのであります。前者は、即ち「かざし」と稱するものであつて、——「挿頭かざし」または「挿頭花」の字をこれに當てて書く、——また「髻華かみざし」ともいひ、後世の「簪かんざし」の起原をなすものであります。而して、後者は即ちここに云ふところの「かづら」(鬘・縷)であります。古事記に、

伊邪那岐命が豫母都必許賣(黄泉醜女)に追はれて、逃げかへり給ひしときに、「黒御鬘くろみかづら」を取りて、投げ棄てたまひしかば、蒲生子かづらご生りき」とあるのを見れば、命のかぶり給ひし鬘は、「えびかづら」の蔓を輪がねて作つたものであつたかと推想されます。また

天照大御神が天之石屋戸に御隠れになりましたときに、天宇受賣命が、天之眞拆あめのまきりを鬘として、石屋戸の前にて俳優いせきを行うたことが、同じく古事記にも日本書紀にも見えて居りますが、この「天之眞拆」が「眞辟葛まきりのかづら」であつたことは、古語拾遺と併せ考へて知られます。要するに、初めに「かづら」(蔓)を輪がねて作つたのが元で、後には、何にても、美しく適當なものを輪がねて作つたものを、總べて鬘かづらと謂うたものと思はれます。萬葉集の卷五に、

梅の花 さきたる園の青柳は

可豆良かづらにすべく なりにけらすや

とあるなどは、以て参考となすべきであります。

ところが、後になりますと、金属にて造つたものに、玉などを美しく飾り付けて、これを戴くといふ様な、鬘かづの進化變形したものと見られる、特殊な鬘も作り出されることとなりましたが、これは蓋し朝鮮の飾冠などにヒントを得たものかも知れませぬ。押木珠鬘おきたまかづといふのは、恐らくは此の種の物でありませう。

また、埴輪人形を見ますと、布などを頭に巻いたと見られるものがあります。これは、後世の鉢巻はちまきをする風俗の起原を示すものであるかも知れません。鉢巻は、被物とは謂はれませんが、若し、鉢巻をする風習が頗る古き由來を有するものとする、鉢巻と我が國民性との關係は興味有る問題と謂はなければなりません。

頭巾づきんは、袋の様に作つたものを被つたものと推想されます。また、つばの様なものの附いた頭巾を被つてゐる埴輪人形が遺つて居りますから、さういふ風の物も有つたのでありませう。

伊邪那岐命が、檉原の被の際に、投げうち給うたといふ御冠みかぶりは、どういふ被物かぶりものであつたかは分りかねますが、我が上代に於ては、身分の高き人々は、必ず被物をかぶつた

ものと考へます。而して、後には、上下押しなべて被物をかぶるのが、一般的の習俗となつたものと考へられます。

これに就いて併せ考ふべきことに次の如き事が有ります。令制の獄令の規定に、流罪・徒罪の罪囚の居作する者には、皆、鈇くわ——足枷あしかぎ——もしくは盤枷ばんかぎ——頸枷くびかぎ——を着けさせましたが、巾かぶりすなはち頭巾は、これをかぶることを得ざる規定でありました。それ故、後ち平安時代に至つて、罪囚が罪役を畢つて放免せられるときには、掛りの役人が、懷中から烏帽を取り出して、これを與へることに致しました。これは、普通人は頭巾をかぶるのが一般的習俗であつたからであります。

後世の烏帽子は、上代の頭巾の變化したものであることは、素より言ふ迄もありません。

冠かぶりといふものは、位階を標識するものとして制定せられたものであります。

推古天皇の第十一年十二月に、始めて、冠位を制定して、大德・小德・大仁・小仁・大禮・小禮・大信・小信・大義・小義・大智・小智・併せて十二階を定め、翌第十二年正月、こ

れを諸臣に授け賜はつたことが日本書紀に明記されてゐて、世に著聞の事でありま
す。この冠位は、その後、
孝徳・天武・文武の三朝に改正が有つたのでありますが、これは國家の制度として定
められたものであつて、日常の生活事項とは別のものでありますから、ここには之に
就いて述べませぬ。

第七章 食物(くひもの)と農業

一 食は天下の本

畏くも

宣化天皇の詔に、

食は天下の本なり。黄金萬貫ありとも、飢を療す可からず、白玉千箱ありと
も、何にぞ能く冷を救はむ。

と仰せられてあります。住居も、着物も、共に吾人の生活上に必要不可欠のものであ
ることは言ふ迄もありませんが、食物こそは、亦た一日も缺く可からざる、人間生存
の根本的必要物であります。

我が日本は、四面環海の島國であつて、江灣潮流等の關係によつて、海産物の種類および其の數量は、極めて多種且つ豊富であります。而してまた、國內の山川原野等の地理的自然的状態は、吾人の生活を營む上に、極めて適當であるのみならず、氣候は中正にして、四季の移りかはりも程好く、且つ地味も比較的膏腴なので、動物植物の生産發育もよろしく、随つて其の種類も少くはありません。されば、海洋江湖に漁撈し、山野藪澤に狩獵し、また山間平野を拓いて耕作を營むにた易き、まことに恵まれた狀況に在ることは、ここに多辯を須ひずして既に明かなところであります。

これに依つて、既に前篇に於ても述べたるが如くに、我が上代に既に「海幸」・「山幸」といふ言葉が有る位であります。漁撈によりて江海より獲るところの恵まれたる生活資料は即ち海幸であり、狩獵によつて山野より獲るところの恵まれたる生活資料は即ち山幸であります。此の「幸」こそは天地自然の惠澤によるものであるが、我等の祖先は、これを神祇の恩資となし、神よりの賜はり物と信じて、感謝と尊重とを以て、これを受けたことは、前篇に於て述べた如くであります。

この外に、また、林野を伐り拓き、荒野を開墾して、陸田・水田を治めて、これを耕耘して、穀物・蔬菜の類を作つたことは、素より言ふ迄もありません。我が國が、悠遠の神代より、穀物を作り、穀物を主要食としたことは、「瑞穂國」といふ名稱の有るでも知られますが、此等の農耕の業が國民の主要生産業であつたことも、是れ亦た贅辯を要せぬところであります。

神代の遠き昔に、既に我が國には、粟・稗・麥・豆および稻の五種の穀が物作られてあつたことは、古事記・日本書紀の傳へるところであります。而して、これを「五種の穀物」と云うたことも見えてゐます。「たなつもの」とは「田の物」すなはち田に作る物といふ義であります。

天祖 天照大御神は、粟・稗・麥・豆の四種を以て「陸田種子」としてこれを「陸田」——畠——に作らしめ、稻を以て「水田種子」としてこれを「水田」に作らしめられたことが、日本書紀に傳へ記されてあります。既に水田に稻を栽植したことは、以て我が農耕文化が比較的高度の程級に達して居たことを推知するに足るものであります。

而して、此等の五穀の中にて、粟・稗・麥等は、後に再説するが如くに、後世に至るまで、永く我が國民大多數の常食料として多く用ひられた事は、我が國の農業史の明らかに語るところであります。稲すなはち米は、前者に較べては、その耕作が進歩的のものであり、且つまた優良なる食料物なるが故に、

天照大御神は、特にその播種・耕作・普及に大御心を用ひさせられ、嘗て稻種を以て天狹田・長田——大小の田といふ意——に植ゑしめられたところが、「其の秋の垂顯、八握にしなひて」豊穰豊稔の好成績であつたと、同じく日本書紀に傳へ記してあります。

二 顯見蒼生の食ひて活く可きもの

また、日本書紀に次の如き説話が載せてあります。

天照大御神の時に、天熊人が、粟・稗・稻・麥・豆の生り出でたるものを持ち來つて、これを

天照大御神に献上いたしたところ、

大御神はこれを見そなはして、いたく御喜びあそばされて、

是の物は則ち 顯見蒼生の 食ひて活く可きものなり。

と仰せられたと、日本書紀に記してあります。「顯見蒼生」とは、天下の蒼生すなはち我等日本の全國民といふ義であります。また、「天熊人」は、「天熊大人」と書いた本も有りますが、この名の意義は、穀物殊に稻すなはち「くま」に關する事を主掌る人といふ義と解せられます。

抑々食物は、われわれ人間の生活の資源であり、國民の元氣の原本であります。「人はパンのみにて活くるものにあらず」と云ふ言葉も有るけれども、併しながら「人は食無くしては活くるものにあらず」とは千古不磨の鐵則であります。我が國の上代、悠遠の神代に於て、畏くも我が國家を肇め建て給ひし

天祖 天照大御神が、五穀の存在を喜び給ひて、

是の物は則ち 顯見蒼生の 食ひて活く可きものなり。

と仰せられた此の 御一語こそは、一見あたかも普通平凡なるが如くにして、而も聖

旨宸慮の存するところ、實に深遠にして宏大、これを拜察すれば拜察する程、津々と
して盡きることの無いことを、我等國民は感銘しなければならぬのであります。

三 齋庭の稻穗

しかのみならず、また、日本書紀および古語拾遺の記すところに據れば、

天照大御神は、天孫の高天原より天降り給ふに際して、天孫に扈從して降らむと
する重臣、天兒屋根命および天太玉命の二神に對して、特に詔を降し給ひて、

吾が 高天原に所御す 齋庭の穂を以て 亦 吾が兒に御せまつるべし。

と仰せられたと傳へ記してあります。「齋庭」とは神聖なる場處といふ義で、即ち

大御神の營作せしめ給ふ耕田、すなはち御料田を云ふのであります。また「穂」とは、
古語拾遺の註に「是は稻種なり」とあるが如くに、齋庭にて作らしめられた稻でありま
す。而して、この 神勅の御趣意は、

吾が——天照大御神御自身の御事を申す——この高天原にて食しめすところ

の、神聖なる御料田にて作り穫た此の米は、穀物の中にも殊にすぐれた優良
の食物であるから、天孫に扈從し奉る汝等二神は、よろしくこれを葦原中國
に持ち降り行きて、その耕作普及を圖り、以て天孫をはじめ奉り子孫後裔た
る代々の天皇をして、これを食しめさせたてまつるやうに、努力盡瘁せよ。
との意味と拜察いたします。すなはち「吾が兒」とあるのは、

瓊瓊杵尊をはじめ、天祖の神裔皇胤にまします御歴代の

天皇を總べて包括して仰せられてあることは、申すまでもありません。

かくの如く、

天照大御神が、その齋庭の稻穗を取つて、これを天孫に扈從し奉る二神に授けて、
特に「亦吾が兒に御せまつるべし」と委命あそばされたのは、單に天孫および神子
皇孫にのみ之を食し召さしめむとの、限られたる御思召を以て仰せられたものでは、
決してないのであります。あまねく顯見蒼生の食ひて活く可き優良なる此の「稻」の
普及と豊稔とは、あまねく我が日本の國民全體の食物の改良となり、進歩となり、普

及となり、充實となつて、億兆臣民の生活の安定の基礎を固くするものであることは、素より言ふ迄もないことであります。民を安んずるの本は、その食を充たすに在ります。國を富ますの基は、民の生を完うするに在ります。民の富むは君の富み給ふ所以であり、

天皇が嘉^{うまし}稻^{いね}を甘^{あま}味^{あじ}らに食^くしめし給ふこととなるのは、天の下の大御實すなはち國民の生業^{なりは}が豊かにして、其の生活が充實安定し得る所以となるのであります。皇運の隆昌は即ち億兆國民が平和と幸福とを享受し得る素因であり、億兆國民の福利増進は即ち益々皇運の隆昌を加ふるの成果を致す所以のものであります。

かくの如く、

瓊瓊杵尊の天降り給ふに際つて、畏くも

天照大御神が、特にその齋庭の稻穂を以てこれを宮廷側近の二重臣に授けて、その播種普及に努めしめられました事は、彼の「安國^{やすくに}と平^なげく知^しろしめせ」と言^{こと}寄^よさし給ひし

天神の 大御^{おほみこと}勅^{とと}語^ごと共に、我等億兆國民が永く之を感佩銘記し奉りて、以て聖旨皇猷の深遠宏大を仰ぎたてまつるべきであります。

かかる次第でありますから、昔から歴代の

天皇は、毎年新穀の稔るのを待つて、必ず先づその初穂を 神宮^{かみみや}にたてまつりて、感謝奉養の誠を捧げたまふ御祭を行はせられるのであります。この御祭が即ち毎年の神嘗祭^{かみじ}であります。神嘗祭は、——十月十七日——昔から、

天照大御神をお祀り申上げてある 皇大神宮^{すめみまのみや}と、穀物を護り掌りたまふ豊受大神^{とようけのおほみかみ}をお祀り申上げてある 豊受大神宮^{とようけのおほみかみ}とに、勅使を御差遣あらせられて行はせられる大事な御祭であります。只今では、神宮に對する御祭の外に、宮城内に齋き祀りたまふ賢所^{さきどころ}に對し奉りても、御祭を行はせられるのであります。

尙ほ、早稻^{わかせ}・奥稻^{おくせ}等すべての穀物が豊熟した後に、毎年の十一月に於て、畏くも天皇が、

天照大御神を始め奉り、すべての神々に對し奉りて、新穀を以て作りたる御酒・御饌

を始め、その他の種々のたべつ物を奉つて、報賽感謝の誠を效したまひ、且つ
天皇御親からも、これを食し上がりあそばすところの、新嘗祭を行はせられるのであ
りますが、其の起原するところは、亦た遠く悠遠の神代に在るのでありまして、而し
て、畏くも、

天皇が此等の御祭を行はせられる御趣旨は、前述の如き、

天照大御神の穀食に對せられる深甚宏大なる大御心に對し奉りて、報本反始の禮を盡
し、神祇の神佑神助を感謝し給ふと同時に、更に將來の神佑神助をも祈請し給ひ、且
つまた、畏くも

天皇御親からが、天祖の神威・靈德・皇猷を奉體繼紹し給うて、益々「安國」と平けく
國家・國民を知ろしめさせられむことを期したまふものと、拜察し奉るのであります。

四 穀 物

我が上代に於ては、稻すなはち米が、重要且つ優良な食物であつたことは、勿論で

ありますが、一般的に廣く且つ多く食用せられた上代の主要穀物は、粟であつたので
あります。而して之に亞いでは稗であつたかと考へられます。奈良時代くらゐになり
ますと、中層以上の人々には、米食が比較的多く行はれるやうに成り、諸官司の下級
官吏の食糧としての官からの配給も、米でありましたが、併し、粟をも相當に多く食
し、また一般庶民は、多くは粟・稗を常食として居り、米食は寧ろこれを良食として
居たものと考へます。令の賦役令に規定してあるところに據りますと、當時貧窮者に
對する賑恤の施設として「義倉」を設ける制度を定めました。この義倉には、毎戸よ
り粟を一定の標準に依つて出さしめて、これを蓄藏することと定めたのであります。

この場合に、粟を出さしめるのを本義として、稻・大麥・小麥・大豆・小豆を出すを以て
代當としたことは、注目すべきであります。また、大嘗祭や新嘗祭に於ても、又その
他地方の一部分の神社の祭典に於ても、今日に至るまで、米の飯と米の粥との外に、
粟の飯と粟の粥とを供へることが古例に成つてゐるもの有る事も、粟が主要食物で
あり主要穀物であつたことを推知する上に參考すべき事實であると考へます。米食が

一般人民の常食となつたのは、蓋し近世に至つての事でありませう。かやうな實情でありましたから、奈良時代に於ては、粟の値段は、米の値段と匹敵して居たやうであります。

米には、粳と糯米とが有つて、粳には、白米・黒米の二種の有つたことは、正倉院文書の正税帳などに依つて知られます。この區別は、搗き加減によつて出来たものかと思ひますが、諸官吏に米を支給する場合には、身分の上の者には白米を支給し、低い者には黒米を支給したことが見えてゐます。

正税帳の記載するところに據つて見ると、粳は、これを飯料・粥料・糲料として居ります。飯は常食のもので、萬葉集の歌にも、

家に在れば 筥に盛る飯を 草枕

旅にしあれば 椎の葉に盛る

といふ歌が有ります。粥は、比較的よく舂いた米を以て特別に作るころの、むしろ良食としたものかと思はれます。而して、飯の方は強く、粥の方は柔かなものであつ

たと考へます。

糲は、「阿米」と訓み、正税帳には、糖・飴の字も使つてあります。糲は、また「かたがゆ」とも云ひ、粥を固くたいて、ねばりけ有る様に作つたものでありますから、甘味が有つたことは勿論であります。これは、粳米から作つたばかりでなく、粟からも作つたことは、今日も粟飴の作られてゐるのでも推知されます。我が國では、飴は餘程古くから作つたもので、

神武天皇が大和への御東幸の途中にて、水無飴をお作りになりました話が、日本書紀に記してあります。正倉院文書に、蔗糖といふものが見えてゐまして、これを藥料に用ひたと記してありますが、これは舶來の物かも知れませぬ。蔗糖の文字から推察すると、或は今日の甘蔗糖すなはち砂糖の種類かも知れませぬ。

粳米から造つたものに、酒・酢・漿などが有ります。酒を醸む法は、神代の昔から既に發達してゐたことは、彼の八岐袁呂智の傳説に、須佐之男命が國神に命じて、八鹽折の酒を醸み造らしめられた話が有るのでも推察されますが、後に、

應神天皇の御宇に、朝鮮より釀酒の名人、名は仁番、亦の名は須須許理といふ者が來朝して、

天皇の奉爲に、美酒を釀造して献上したので、

天皇はこれをきこし召して、大きに酩酊あそばし、御機嫌極めてうるはしく、次の如き御歌を御詠みあそばしたことが、古事記に記されてあります。

須須許理が 醸みし御酒に 我れ酔ひにけり

ことなぐし ゑぐしに 我れ酔ひにけり

これより、従来の釀酒法が改良され進歩したことは、疑ひ有りませぬ。上代の酒には、白酒あり、黒酒あり、また甜酒といふも有り、またかすや酒と云つて、造の濁酒も有り、また比較的固くて堅葉に盛ることの出来たものも有つたやうであります。

糯米は、その名の如くに餅を作るに用ひたことは勿論であります。餅を重ねて神祇に供へることは、今日も行ふところでありますが、此れは古き歴史を有する事であり、大豆餅・小豆餅の外に、煎餅といふ名が正倉院文書に見えてゐます。これは油

にて蒸つたものでせう。また、餛餅・糯米といふ名も見えてゐますが、餅にて作つたものと思はれます。

糯米にて作つたもので、注目すべきは糯米といふものであります。

糯米は「ほしひ」と云ひますが、「乾飯」の義でありまして、糯米にて作つたものの外に、粳米で作つたものもありました。これは、旅行などの場合に携帯食料としました。また、諸國に糯米といふものが有つて、糯米を貯藏して置いて、これを非常用に備へたものであります。また、諸國の軍團にもこれを備へました。それゆゑ、糯米には大たい、旅糧・國儲・兵用の三つの重要なものが有つた譯であります。今一例として、國儲としての糯米に関する實亀十一年五月の詔を掲げて見ると、其の中に次の如く見えてゐます。

機要の糯米は、闕く可からず、宜しく坂東諸國及び能登・越中・越後に仰せて、糯米三萬石を備へしめて、炊曝數有り、損失を致すなからしむべし。

これは東北地方の經略に關する非常用に對する施設であつたと思はれます。

麥には、大麥・小麥の種別が有りましたが、粟や稗と同様に、陸田に作る利が有り

ましたから、比較的早くその耕作が多く行はれたものと考へられます。雨無くして水田の登らなかつた際に、大麥や小麥や蕎麥の作附が勸課されたことが、養老六年の詔に見えてゐます。

麥は、炊いで食した外に、麥麵とか、索餅とか、醬とかいふ物を作りました。索餅といふのは今日の「さうめん」の先祖かと思ひます。醬といふのは、大豆・大麥・糯米を交ぜたものに鹽を和し、酒をも加へて甕に容れて作つたものであることが、正倉院文書に依つて知られますが、漬物の料に用ひました。

漬物といふものは、奈良時代には、既に餘程發達してゐたやうに思はれます。また、此の醬と云うた物から得たところの、垂得汁といふものが有つたことが、正倉院文書に見えてゐますが、これは恐らくは後世の醬油といふものの先祖でありませう。また、麥粉を染物のときの形附の料にも用ひたことは、注目すべきであります。

稗も、食用としたことは勿論であります。粟飯・稗飯は、近世まで喫食せられたもので、現在でも稗飯を食べてゐる處が有る位でありますが、正倉院文書の尾張國正税

帳によりますと、稗の値は、稻の半分でありました。

豆には、大豆と小豆とあつて、大豆は、醬や豉を作る料とし、また餅に交せて豆餅としました。豉(くき)といふのは、恐らくは今日の味噌のやうな物かと思ひますが、明確には分りかねます。とにかく、大豆は、熬つて食し、煮て食し、また他の物と交ぜて醬や豉を作り、また、糊に作つて寫經の紙つぎ料としましたことは、注意すべき事でありませう。

小豆は、「あかあづき」とも云ひましたが、正税帳に、小豆餅の名が見えてゐます。これは小豆を煮て餅に夾んだものと考へます。小豆を藥料として用ひたことが、正倉院文書に見えてゐますが、注意すべきことと思ひます。

大角豆(荳)の名も、正倉院文書に見えてゐます。

繼體天皇の皇女にして、伊勢の齋女王となり給へる御方に、荳角皇女といふ御名の御方さへ見えて居りますから、大角豆も亦た上代から有つたものと見なければなりませぬ。

五海産物

四面に海を環らした海國日本の國民が、悠遠の古へから魚・貝の類を食用としたことは勿論であります。其の外にまた、豊富にある海藻類をも、早くから採取して、これを食用に供しました。而して、各自が好み食した此等の品物は、これを精選して神祇に供へ奉つたことは、神國たる我が國の國民としては必然の事であります。これが古典に載するところの祝詞の文言の中に、

大野の原に生ふる物は、甘菜・辛菜。青海原に住む物は、鰯の廣物・鰯の狭物、
奥つ藻菜・邊つ藻菜に至るまでに、云々。(延喜式所載)

とある所以であります。この「鰯の廣物・鰯の狭物」といふのは、鰯の廣い大きな魚、鰯の狭い小さな魚のことであることは、古事記に「海之大小魚」と書いてあるので知られます。また「奥つ藻菜・邊つ藻菜」といふのは、海岸より離れた遠い澳にて採れる藻菜、および海岸の磯邊にて採れる藻菜のことであることは、言ふ迄もありません。

せぬ。

海藻は、これを通常「藻菜」と云ひ、また「海藻」とも云ひました。平安時代の中頃の延喜・延長年間に撰修せられた延喜式には、海藻を大體三種に分種して、和布・荒布・雜の海藻の三つとしました。「め」に布の字を當てたのは、其れが薄くて幅廣の物であるからであります。

この和布といふのは、今日の若布のことです。延喜式には、稚海藻と書いたところも有ります。荒布は、和布に對べての名で、また滑海藻とも書きます。雜の海藻は、和布・荒布以外の諸種の海藻を云ふものと思ひますが、凝菜すなはち心太や、布苔や、母豆久などを食べたことも、正倉院文書によつて知られます。また、古毛といふ海藻も食用としました。古毛は、また海藻とも書きましたが、古事記の中に、海蓴の柄を以て燧杵を造つたことが見えてゐます。海草を發火用に使用することは、神代の遠き昔に、我等の先祖が夙く氣が着いてゐたことと思はれます。

昆布といふ名稱は、「アイヌ」の言葉が元であると言はれてゐますが、我が上代に昆

布を食用したことは文献に見えて居らぬやうであります。然るに、續日本紀を見ると、元正天皇の靈龜元年十月の條に、

蝦夷の須賀君の古麻比留等言す、先祖より以來、貢獻れる昆布は、常に此の地に採りて、年時闕かず。今、國府郭下相去ること道遠く、往還に旬を累ねて、甚だ辛苦多し。請ふ、閉村に於て、便りに郡家を建て、百姓に同じくして、共に親族を率ゐて、永く貢を闕かざらむ、といふ、云々。

とあります。これによると、昆布は、東北地方の蝦夷の首領より、其の地方の産物として貢献したものであることが知られます。然らば、昆布が多く中央にて使用せられることとなつたのは、東北地方の經路開拓が次第によく行はれるやうになつた奈良時代以降の事と思はれます。

また、正倉院文書に據ると、當時、紫菜を食用したことが知られます。紫菜は、また「紫苔」とも書き、令の賦役令にも、調の雜物として、紫菜・雜海藻・海藻・滑海藻・海松・凝海藻をたてまつらせたことが見えてゐます。この外、青苔を採つたことが、

出雲風土記によつて知られます。現在、東京その他の淺草苔すなはち紫菜や、島根縣その他の青苔が、今もそれぞれ其の地方の名産として、われわれの食膳の上に愛用されて居るのを見る私どもに取つては、まことに興味深く感ぜられる次第であります。

次に、謂はゆる鱭の廣物・鱭の狹物について述べます。

上代の人々が食膳にのぼせた魚類としては、堅魚・鯛・鰯・和邇・鯨・鮪・烏賊などの海の魚が有ります。また、鯉・鮒・鮭・鱒・鱈・白魚・年魚・蟹・鰻などの河や湖の魚をも漁獲して食用に供したことが、古事記・日本書紀・風土記・萬葉集などの諸書によつて知られます。此等の魚類を調理し、饗膳をととのへて食する事を「眞魚咋」と云うたことが古事記に見えてゐますが、當時に在つても、其れは美食であつたことは勿論と考へます。上代の言葉では、一般に魚を「魚」と云ひましたが、「眞魚」と云うたのは、菜食に於ける「菜」に對して云うた言葉であります。後世の「眞魚板」・「眞魚箸」の眞名は、この「まな」であります。

前に擧げた魚類の中にある「和邇」は「わにざめ」即ち鯨のことであります。現在で

も、山陰・北陸地方では「さめ」を「わに」または「わにざめ」と云つて居ります。彼の古事記に載せてある、大穴牟遲神と稻羽の素菟との有名な説話の中に出て来る「海うみの和わ邇に」は、すなはち此の「わにざめ」であります。決して鰐わにのことではありませぬ。鰐には海中に棲むものではありません。また彼の火遠理命ほのつりのみことが海神わたつみの國から御還りになるときに、命を送り奉つたといふ「一尋ひとひろひ和邇わに」や、また、豊玉毘賣命の産殿の話の中にある「八尋やひろひ和邇わに」なども、皆この「わにざめ」のことであります。然るに、日本書紀に於て、「一尋鰐魚おほまかに」また「八尋の大熊鰐おほまかに」などの如くに「鰐」の字をこれに當て用ひてあるので、鰐魚は南方の産であるから、此の説話は南洋系統の説話であるなどと説く人も有りますけれども、全く中つて居りませぬ。

また、前に擧げた魚類の中に鯨くじらが有ります。鯨は、動物學の分類から言へば、今日では勿論魚類とは言へませぬが、同じく海のもの故、便宜魚の列に加へて置くことと致します。我が上代に於て、あのやうな大きな鯨を捕獲して、これを調理食用した事は、次の事實にても知られます。

神武天皇が大和への御東幸にあつて、紀伊路を迂回して、南大和地方へ進出あそばされようとしたとき、熊野の丹敷浦御上陸後、嶮峻複雑なる山路藪澤を踏破して、遂に菟田の地方に進出あそばされたのでありますが、其の時、菟田の豪族兄猾えうかしは、敢へて皇軍に敵抗し、剩さへ奇策を構へて大逆を行はむと企てたのであります。然るに、その弟弟猾かとうかしは、直ちに恭順の意を表し奉り、皇軍の督將日臣命は、遂によく兄猾を誅伐平定するに至りました。この時、弟猾は、盛宴を儲けて皇軍の將士を迎へ犒つたので、

天皇は、弟猾が献上した御料理を、悉くに軍卒にまで班かち賜はつたのでありますが、その際、
天皇が、次の如き御歌を御製りあそばされたことが、古事記・日本書紀に載せてあつて、有名であります。

菟田の高城に 鳴なり畏張る、

我が待つや 鳴なりは障さやらず

いすくはし 鯨 障る。

前妻が 魚乞はさば

たちそばの 實の無けくを

扱きしひるね。

後妻が 魚乞はさば

いちさかき 實の多けくを

こきだひるね。

このとき弟猪が献上した御馳走の中には、或は鴨や鯨の肉が調理されて有つたので、この御言葉が有つたのかも知れませぬ。さもないとしても、

天皇は其の御東征の途上、鯨の潮吹く熊野の浦を船にておいでになりましたことであるから、意外な獲物の捕れたのに對して、鯨を御聯想あそばされたことは、當然と謂はなければなりません。然るに、近來この御歌を解釋する者の中に、百濟の言葉にて鷹のことを俱知と云うたことが日本書紀に見えてゐるから、この

神武天皇の 御製に「久治良佐夜流」とあるのは、「鷹等障る」の意と解すべきだと主張するものが有りますが、これはむしろ愚痴の解と謂ふべきでありませう。

とにかく、此の如くに

神武天皇の 御製に、既に鯨のことが見えてゐるといふことは、亦以て上代に於ける海國日本人の海上活躍をうかがひ知るに足る、好事例と謂はなければなりません。

次に、貝類にありては、鰻(鮑)・蛤・蠣・棘甲贏・榮螺などを取つて、食用に供しました。

此等の魚や貝類は、これを調理して、或は生にて食し、或は煮たり焼いたりしてこれを食したことは勿論であります。又これを乾燥して、貯藏に堪へるやうにして、必要のときに之を使用することとしました。たとへば、「かつを」を煮て乾して堅魚とし、鰻をのして乾かして延鮑とし、烏賊を開いて乾燥して延烏賊を作り、小魚を乾燥して腊や干魚を作りたるなどの類であります。

而してまた、此等の魚や貝類の中にて、特に選びて神饌として神祇に供したものの

有ることは、言ふ迄もありませぬ。即ち、堅魚や、鰻や、烏賊や、腊すたのなどを、御祭儀のをりに神前に御供へいたすことが、古くから行はれたことが、延喜式などに依つて好く知られます。随つて、此等の物は、良き物、めでたい物として一般に取扱はれることとなり、今日でも、堅魚節かたがしや、延鮑のしほや、するめ、ごまめ等が、御祝儀の品として用ひられてゐることは、周知の通りであります。前に擧げた腊すたのといふのは、小魚を全干かにしたものでありますが、また割わいて乾かしたものも有ります。これを「干魚ほしな」と云ひ、「鱸ほしな」といふむつかしい字を充てて書いても居ります。

魚肉や貝肉は、生食の外に、煮たり、焼いたり、或は鹽漬しほづけにして、これを食用したことは勿論であります。また或種の魚肉や貝肉は、これを醋漬すけづけにして食用すること、亦たいと古くから行はれたものと思ひますが、これを「鮓すし」と云ひ、また「鮓すし」とも書きました。鮓すしを神饌しんけんとして供したことは、延喜式にも見えて居ります。

食物と關聯して忘れることの出来ない物は鹽しほであります。人生一日も缺く可からざるものは鹽であります。何人が、海水を煮て鹽を作ることを發明し、これを民衆に教

へたかは、不明であります。有史以來既に此の事の有つたことは勿論と謂はなければなりません。

日本書紀に「鹽土老翁しほつちのやう」の名が見えて居ります。——これを「鹽筒老翁しほづつこのやう」とも書いてあります。——これは、古事記に「鹽椎神しほつちのかみ」とあるのと同じの人であつて、彦火火出見尊の時と、

神武天皇の時とに、其の話が見えて居りますから、決して唯一人の名すなはち固有名詞ではないと考へられます。この鹽土老翁が、鹽を焼く方法を人民に教へたえらい御方だといふ説が有りますが、これは、恐らくは其の名の「鹽」といふ文字から考へ着いた、後世の所説であらうと思はれます。本居宣長翁はこの名義を解して、「知識大しち都知つちの翁おきな」といふ意だと云うて居られますが、正鵠ただしに中つて居ると思ひます。即ち、あらゆる事を知つて居る、知識の豊富深遠な偉い神さま、といふ名稱であつて、それは老齡の翁であつたから、「をぢ」と云うたのであります。總べて老齡者は、豊富なる知識・經驗の蓄藏者であることは、古へも今も大體かはりありません。

應神天皇の時に、但馬國造の阿胡尼命といふ者が、その領有せる鹽田を

天皇に献上して、その罪を謝し奉つたことが、播磨風土記に見えてゐますが、これによつても、我が上代に、皇室直領の鹽田が存在したこと、——これを御鹽代とも、鹽代田とも云うた。——及び地方の豪族の鹽田を領有してゐた者が有つたことを、推知することが出来ると思ひます。

上代に於ける地方豪族と鹽田との關係は、我が經濟史の研究上頗る重要な題目であると思ひますが、ここには之に言及することを避けます。また、海岸地方から山間もしくは平野地方の郷村へ、鹽や魚介類等の海産物を運搬した徑路や、これ等の海産物と山間平野の生産物とを交換交易した系統關係の研究の如きも、上代の地方に於ける經濟事情の真相を研究する上に、重要にして且つ興味深き題目であつて、上代に於ける地方實生活を研究闡明する上に重要な事ではありますけれども、ここには之を省略しなければなりません。唯ここには、奈良時代に至ると、諸國の國司の管掌するところに、鹽倉といふものが有つて、ここに鹽を貯藏したことが、正倉院文書の正稅帳に

依つて知られ、また、賦役令の規定に、調として貢納する雜物の中に、鹽三斗が算へられてある事を、附記して置きます。

六 蔬 菜

穀食を主要食とした上代人は、また、山野湖海に獲たる「山幸」「海幸」によつて、獸肉・魚貝の類を調理鹽梅して、その重要な動物質副食物としたのでありますが、其の外にまた、山野に獲たる蔬菜の類を以て、その重要な植物質副食物としたことは、言ふ迄もありません。ここに「蔬菜」と稱するのは、此等の副食物として喫用した植物を汎く指稱するのであつて、其の中には、山野に自然生のものも採取したもの、耕作によつて田畠に栽培したもの、二大種別の有つたことは、これ亦た勿論と謂はねばなりません。令義解にも「草可食者、皆爲蔬菜」とあります。

「はた」は、日本書紀の神代紀に「陸田」の字が用ひられ、これに對して「水田」といふ名稱も有りますが、本來「た」とは、陸田・水田の區別なく、共にこれを「田」と稱

したのであります。然るに、後に、陸田を「はた」と稱して、「水田」からこれを區別することとなつたものであります。而して「はた」の名稱は、乾田の義と解するのが蓋し中つてゐると考へます。「はた」には、蔬菜を栽植し、また果樹をも植ゑたことは勿論であります。この蔬菜を栽ゑまた果樹をも植ゑた「はた」を、園地とも後に云ひました。

(い) 自然生の蔬菜の採取

野山に自然生の可食性の植物を採取することは、原始的にして且つ最も夙くより普通に行はれたものと謂はなければなりません。菜を摘み、蕨を採るの類は、即ちこれであります。

「菜」といふ言葉は、今日では、だいこんな・かぶらな・からしな・みづな・あぶらな等の、謂はゆる十字科に屬するものを謂ひ、「菜」といふ漢字も、説文に「草可食者、曰菜」とありますが、我が上代にあつては、魚にても菜にても、總べて酒・飯に副へて喫食すべき物を汎稱して、これを「魚」「菜」と同じく「な」と云うたのであります。

彼の「鍋」といふ名も、「な」を煮る「へ」と云ふことであります。然るに、後に至つて、酒を飲む場合に主として副へて食する魚の類を「さかな」と謂ひ、「酒な」の義で、「肴」の字を之に當て用ひる、——これに對して草類のものを、専ら「菜」と云ふやうになつたのであります。それ故、「菜」には、その葉を食するもの、その莖を食するもの、その根を食するもの、又その葉も根も莖も共に食するもの有つたことは勿論であります。

今日「野菜」といふ言葉が普通に行はれてゐますが、我が古代に於ては、野外に、自然生の菜の類にて食し得られるものを摘み採つて、これを調理食用することが、上下に押しなべて行はれた事であります。それは、隨時適當な物を選び採つたことは勿論と思はれますが、殊に、春早く、やはらかな若菜を摘み採つたことは、言ふ迄もありません。萬葉集の卷八に載せてある

明日よりは 春菜摘まむと 標めし野に

昨日も 今日も 雪は降りつつ

といふ歌や、また、

君がため 春の野に出でて 若菜つむ

我が衣手に 雪は降りつつ

といふ歌などは、以て早春野外の若菜摘みの情景を想見するに足るものであります。而して、これ等の採取は、主として婦人によつて行はれたことは、勿論と謂はねばなりません。彼の萬葉集の巻頭第一に載せてある、有名な

雄略天皇の 御製の、

籠もよ み籠持ち 掘申もよ み掘申持ち

此の岳に 菜摘ます兒 家聞かな 名告らさね 云々、

は、片手には籠を提げ、片手には掘申——菜を摘み採るに用ひた竹籠やうの物——を持つて、近郊の岡邊に、悠々として若菜摘みに出かけた女子の風貌を、極めて眞率に敍べてあると謂ふ可きであります。

而して、陽春和順の季節に、嬉々として野外に若菜を索め採る此の若菜摘みは、後

には、櫻狩または紅葉狩・茸狩などと同じく、これを若菜狩と稱して、一種の行樂としても行ふやうになつた事は、今日の「もぐさ」摘みや、蕨取り等と較べて、頗る興味有ることあります。

この若菜摘みに於て採取されたものは、何々であつたかは、勿論確かには知り難いが、後に、正月七日の謂はゆる節供の會供として用ひられた七種の若菜として、

芹・薺・御形・藥蕪・佛座・菘・蘿蔔

の七種が算へられてゐるのを見ると、——但しこれには異説も有るが、——少くとも此等の菜が採取されたと見て、間違ひは有りませんでせう。

この外に、上代人の好んで食用したと思はれる菘なども、野外にて採取されたことは、古事記に載せてある

應神天皇の 御製に、

いざ兒ども 野蒜摘みに 蒜摘みに 我が行く路の云々、

と見えてゐるのでも知られます。また彼の

神武天皇が長髓彦を撃滅し給はむとして御詠みになりました 御製に、

みつみつし 來目の子等が 粟生には

かみら一莖 其根が莖

其根芽繋ぎて 撃ちてしやまむ。

と見えてゐる「かみら」は、菹の一種の「臭菹」すなはち野蒜もしくは「あまつぎ」でありませう。また、同じき折に、

神武天皇の御詠みになりました 御製に、

みつみつし 來目の子等が

垣下に 植ゑしはじかみ 口ひびく

我れは忘れず 撃ちてしやまむ。

とある中の「はじかみ」は、今の生薑であつて、亦た食用としたものであります。

既に掲載した如くに、延喜式の祝詞の中た、

大野の原に生ふるものは、甘菜・辛菜、云々。

と見えてゐますが、甘菜とは、青菜や薺などの如き、其の味の平淡にしてうまさ菜を汎稱し、辛菜とは、ここに擧げた臭菹・生薑・また大根などの如き、その味の辛き菜を汎稱したのであります。要するに、「菜」といふ名稱の下に屬する蔬菜は、頗る多種多數ではあります。これを大まかに分類すれば、甘菜・辛菜の二つとなつた譯であります。

既に述べました如くに、謂はゆる「菜」の中には、自然生のものを採取して食用したものと、田圃に栽植したものと二種有るのであります。その前者に屬するものとして、既に記したものの外に、尙ほ、

芹・蔘・蒟・蒿苳・蕨・笋・襄荷・茸

などが有ります。

芹は、正倉院文書にも、葉芹・莖芹の名が見えて居り、莖も葉も共に食用に供したことは勿論であります。これは自然生のものを摘み取つて用ひたものであります。

萬葉集の卷二十に 左大臣葛城王の歌に、

丈夫と思へるものを 大刀佩きて

かにはの田るに 芹子ぞ摘みける

とあります。併し、奈良時代には、既にこれを栽植したものが有つたやうに思はれます。芹は、これを鹽漬物とし、また茹でてでも食したやうであります。

落は、漬物としたことが正倉院文書によつて知られます。

蒟は、蒟と書くのと同じ物で、漬けて食しました。

蒿萱は、今の「ちしや」のことで、よめな・よもぎ・しゆんぎく・ふき・あざみ等と同じく菊科に属するものであります。これは、茹でて食用としたものと見えます。

蕨の食用に供せられることは、今日も昔とかはらぬところではありますが、上代に於ては、これを漬物となし、また茹でてでも食用としました。

筍は、即ち今の筍であるが、上代既にこれを食したことは、古事記・日本書紀に載せてある黄泉醜女が筍を食みたりといふ説話の有るのでも推知せられます。

裏荷は、正倉院文書に、これを漬料としたことが見えてゐます。同文書には、賣我

または女我と書いたところが有りますから、古名は「めが」でありませう。

さて 茸は、自然採取が容易であるから、頗る夙くから食用されたものと推察されますが、併し、食す可からざる毒茸の有ることも、経験によつて早く氣附いたこととありませう。日本書紀の 皇極天皇紀に、紫色の菌を發見して、其の毒物であるかを疑つたが、試にこれを煮て食して見たところ、味よくして何等の支障が無かつたといふ事を記した條が有ります。茸は、大たい薬として食したもののやうであります。萬葉集、卷十の秋雜歌の中に「芳を詠める」と題して、

高松の この峰も狭に 笠立てて

盈ち盛りたる 秋の香の好さ

といふ歌が有ります。一誦吾人をして松茸の芳香を想はしめるものが有ります。

(ろ) 蔬菜の栽植

さて、菜園すなはち「はた」にて栽植したものには、

あをな・おほね・うり・うも・なす

等が有ります。「あをな」は、青菜・菁・蕪菁・菘菜・また蕒など、いろいろの文字が當てて書いてありますが、これは、今日の大根・蕪菜などの十字科のものを廣く云うた場合と、細根・太根の菜を云うた場合との、二つの場合が有るのではないかと推察されます。古事記に、

仁徳天皇が吉備の海部直の女の黒日賣の容姿端麗なのを寵愛したまひ、黒日賣が其の郷里に還つたのを御たづねになつて、わざわざ吉備國へ行幸に相成りましたので、黒日賣は恐懼感激して、一日、大御飯を献上して御もてなし申し上げましたが、其の折に、御羹に煮るために、菘菜を採みに黒日賣自から出かけて行つたのを、天皇も其處においであそばして、

山縣に 蒔ける菘菜も 吉備人と

共にし採めば 楽しくもあるか

と御詠み出であそばしたことが見えてゐます。また、日本書紀に、

持統天皇の第七年三月に 詔して、「天下をして、桑・紵・梨・栗・蕪菁等の草木を勸め殖ゑて、五穀を助けしめ」られた事が見えてゐますから、蕪菁の類は、日常の食料物として既に栽培したものであることは、疑ひ有りませぬ。

大根は、其の根が太く大きい菜であるので、この名稱を得たことと言ふ迄もありませぬ。後世には、大根を音讀して通常「だいこん」といふやうに成りました。我が國の菜食第一の品として、上代から重要視されたことは、疑ひ有りませぬ。「おほね」に、蘿菔・蘿蔔などの字を充てて書きます。古事記・日本書紀に、

仁徳天皇の 御製の

つぎね子 山代女の 木鐮持ち うちし大根

根白の 白き腕 纏かす來ばこそ 知らずとも言はぬ。

といふ歌が載せて有りますが、これによつても、當時大根が菜園に栽植せられてあつたことが推知せられます。此の歌にある「こくは」を「小鐮」の義に解する説が有りますが、私はこれを「木鐮」と解します。上代の鐮には、鐵にて造つたものも有つたに

は相違ありませぬが、また木にて造つたものも有つたと考へます。今も、北國地方の降雪の多いところでは、冬季に雪を掘り取りすくつて投げるのに、木にて造つた「すき」を使用してゐますが、これを「こすき」(木鋤)または「こいすき」とも云ひます。上代に於ては、此の「こすき」の小形なものを使用して、菜圃の耕作のときに、土を掘りなどするに使用したものと考へます。この歌にある「こくは」は即ち此れであります。尙ほ、「うちし大根」とあるが、「うつ」は、今も「田をうつ」「畠をうつ」など用ひて居る如くに、土を打ち起して掘ることを云ふのであります。大根の色は白いものであるから、「根白の、白き腕」と云うたので、表現形容まことに眞率にして當を得たものと謂ふ可きであります。大根は煮もし漬けもしたものでありませう。

瓜は、彼の山上憶良の「瓜はめば、兒どもおもほゆ、栗はめば、ましてしぬばゆ、云々」といふ歌にも詠まれてある位に、上代に於て一般に食用せられたものであることは、言ふ迄もありませんが、正倉院文書を見ると、青瓜・黄瓜・鴨瓜(加茂瓜)・冬瓜などの名稱が見えてゐます。當時は既にいろいろの種類が有つたものと見えます。瓜

は、生にても食したが、多くは漬料としたものと思はれます。同じく正倉院文書に、醬瓜・末醬瓜・甘漬瓜・糟瓜・酢漬冬瓜などの名が見えてゐるので、其の使用方法も略ぼ推知せられます。

瓜も、茄子も、記紀二典には其の名が出て居らぬやうですが、奈良時代には、茄子は、食用として栽植されたことは正倉院文書に依つて知られます。茄子は、これを鹽漬としましたが、また干茄子としたことが、同文書に見えてゐます。

芋。「いも」は、上代には「うも」と云ひました。萬葉集卷十六に、
蓮葉は かくこそあるもの 意吉麿が

家なるものは 宇毛の葉にあらし

とあるが如くに、家に近き菜圃にて栽植したものでありますから、「いへつうも」とも云うたものと見えて、正倉院文書にも「家芋」の名稱が有ります。これは現今の「さといも」に當るものでせう。豊後風土記に、鳥が餅となり、その餅が芋草と化したといふ傳説が載せてありますが、芋をつぶして團子のやうに作つて食用した事も有つたの

ではありませんでせうか。正倉院文書に據れば、芋柄すなはち芋の莖を乾して、食用としたことが知られます。

家芋に對して薯蕷も亦た、自然生のものが必ずや採取されたであらうと考へられませんが、殆ど所見がありません。然るに、萬葉集に、冬薯蕷葛を詠んだ歌が有ります。「と。ころ。」(野老とも書く)と「やまついも」とは、酷似したもので、共に食用に適するから、民間では必ずこれを採取したものと推察されます。

以上挙げたものの中にて、大根は、その一種に「からみ大根」といふのが今日有るくらゐでありますから、謂はゆる辛菜の中に入れられるものでありませう。また、今日の「からし菜」が上代に有つたか否やは不明ではあるが、若し前掲の「あをな」の中に含まれてゐたならば、これ亦た辛菜の類に入ることは勿論であります。

辛菜として算へられるものには、此等の菜の一部分や、又さきに挙げた野外採取の野蒜の外に、尙ほ、百合科に屬する葱の類があります。今の僧尼令に、僧尼の食す可からざるものとして「五辛」が算へ挙げてありますが、その義解に、

五辛とは、大蒜・慈葱・角葱・蘭葱・興葎なり。

と明記してあります。この大蒜は「にんにく」、慈葱は「ねぎ」即ち「ねぶか」、角葱は「あさつき」、蘭葱は「めひる」即ち小蒜、興葎は「くれのをも」(香芸)のことであると謂はれてゐます。此等は、奈良時代に於ては、既にいづれも栽培したものと考へられます。

(は) 水菜

以上列挙したものは、或は野外に自生し、或は菜圃に栽植したものを採取して食用に供したもので、謂はゆる「野菜」であります。この外に、沼・澤・湖水・水田などにある食す可き「水菜」をも、採つて以て調理喫用したものであります。それには、まづ蓮根があります。

蓮根は、また荷根とも書きます。常陸風土記の香嶋郡——今の鹿島郡——の條に、「郡家の北の沼尾池に關する傳説を記して、

古老の曰へらく、神世に天より流れ來し水沼なりと。生ふる所の蓮根、味氣太異に、甘美きこと他所のに絶れたり。病有る者、此の沼の蓮を食へば、早く差えて験あり。

とあります。肥前風土記にも、高來郡に土齒池といふ大きな池が有つて、そこには荷菱が多く生じ、殊に「荷の根甚甘し」と記してあります。蓮根の多肉を賞美したことが想像するに餘り有ります。ところが、出雲風土記の秋鹿郡の條を見ると、其處にある惠曇池といふ周圍六里も有る池の事を記して、

養老元年より以往には、荷葉自然に叢生せり。天平二年より以降、自然に失せぬ。

とあつて、蓮の自然生を記してあります。蓮は、本來外國より傳來したものと考へられますが、其の年代等は勿論これを知るに由有りませぬ。

蓮と同じく睡蓮科に屬する蓴も亦た、奈良時代には既にこれを採取食用したことが正倉院文書によつて知られます。

水葱も亦たこれを食しました。これを鹽漬にしたり、茹でて食したことが正倉院文書によつて知られるが、萬葉集卷十六に、「酢・醬・蒜・鯛・水葱を詠める歌」として、

醬酢に 蒜搗き合てて 鯛ねがふ

吾にな見せそ 水葱の羹

とあるに據れば、羹としても食し、且つこれを美味としたことが知られます。

菱子もまた採つて食べました。萬葉集、卷七に、

君がため 浮沼の池に 菱採むと

我が染めし袖 ぬれにけるかも

といふ歌が見えてゐます。

さて、此等の多くの野菜・水菜は、或はこれを生食し、或はこれを煮たり、漬けたり、羹としたり、或はまた、きざみ合せて調理したりなどして、食用したものであるが、其の方法に就いては、今詳しくは知ることが得ませぬ。

而して、その調味料としては、薑・蓴・葱・椒子・芥子などを用ひ、——これ等は辛味

であります。——また、胡麻および胡麻油・荳油すなはち荳胡麻の油なども用ひました。甘味の調味料として用ひられたものは、飴や、甘葛煎といふ葡萄科の植物からとつた煮汁などの類であらうと謂はれてゐます。糖分は、人間には一日も缺く可からざるものでありますから、我が上代人も、永い間の種々の経験から、糖分を攝取すべき物を見つけて、これを採用したことは勿論と謂ふべきであります。ただ其の製法等が後世にくはしく傳へられて居らぬのであります。

ここに、私は、我が上代に、「煎汁」——後世には色利と書く——といふ物が有つたことを附言して置きます。「いろり」とは、煎つめて作つた濃い汁を云ふのであります。甘葛を煮つめて作つた煮汁を「あまづら」と云ひ、堅魚を煮つめて作つたのを堅魚煮汁と云ひ、大豆を煮つめて作つたのを豆煮汁と云ひました。賦役令に、調の雜物、または調の副物として、堅魚の煮汁を貢納することが規定してありますが、其の義解に「熟煮汁を煎と曰ふ」とあります。「いろり」の用途は、主として調味料とすることに在ります。

七 菓 實

菓實の食用は、農耕の未熟時代から多く行はれたものと考へられますから、我が國の上代に於ても、既に種々の果物の採取生食が多く行はれたと見なければなりません。而して、その主たるものに、栗・桃・椎子・棗・梨子・柿・柑橘などがあります。

栗は、かの山上憶良の詠んだ「瓜食めば、兒どもおもほゆ、栗食めば、ましてしぬばゆ、云々」の歌に「まして」と云うた程に、一般に好み食したものであつたことは、多くの説明を俟たずして明らかな事であります。既に前にも掲載した如くに、持統天皇の第七年に 詔して、天下をして桑・紵と共に梨・栗・蕪菁等の草木を勸め殖ゑしめて、五穀の助けと爲さしめられた事が有る程でありますから、栗は、主用食物の補ひとしても重要視されたものであります。

栗は、生栗子の外に、干栗とし、また搗栗子として用ひました。また、餅に交せて搗いたことが正倉院文書によつて知られます。搗栗子とは、栗の實を乾したのを、杵

にて搗ちて、殻と澁皮とを取り去つたものを云ひます。

桃は、

伊邪那岐命が黄泉比良坂にて投げうち給うたことが古事記に記されて居り、また、椎の實を採取して炮つて食したことが、日本書紀の 欽明天皇紀に、佐渡國の話として載せられてあります。共に古くから食せられたことは疑ひ有りませぬ。

延喜式に、新嘗祭の供御の料として擧げてある種々の物の中に、生栗子・干栗子・搗栗子の外に、椎子・干棗子・および菱子・橘子が擧げてあるが、此等の物は、皆食用として珍重せられた物でありますから、此れを供御の料として儲け備へたのであることは、勿論であります。

梨子は、

持統天皇の時に栽植せしめられたことは、既に述べた如くであり。萬葉集の歌にも梨・棗と並べて詠んだのが有ります。

柿は、「柿本」といふ氏の名稱が有るほどであるから、當時既に栽植し、随つて其の

實を食用したことは勿論と謂はねばなりません。文献には殆んど所見は有りませぬ。正倉院文書によれば、當時干柿が作られ、串に貫して作つたもののやうであります。

梅は、海外より輸入移植されたものだと言はれてゐますが、其の時代については、確説が無いやうであります。萬葉集には、梅の歌が數首有りますが、其の實を食用することについては、所見が有りませぬ。

橘も亦た、恐らくは本邦固有のものではなくて、海外より輸入移植されたものであらうと考へられます。

垂仁天皇の御時に、田道間守を常世國に遣して「非時香菓」を求め來らしめられたことは、古事記・日本書紀に載せられてある有名な話であります。古事記には、「其の、ときじくのかぐの木實は、是れ今の橘なり」と明記してあります。然し、柑橘類が、温暖な海外地方から我が國に持ち來たされたのは、餘程古い時代の事であつて、神代の頃に、既に筑紫地方には一般に存在したものと考へねばなりません。而して、これを「非時香菓」と稱したのは、我が國在來のいづれの菓實とも異なつて、季節ち

がひの時に、うるはしくみのり、且つ其の香氣も他に比類無い程であるからであります。天平八年十一月、葛城王・佐爲王に橘の氏の稱を授け賜はりたる時に、聖武天皇の詠ませ給へる御歌に、

橘は 實さへ 花さへ その葉さへ

枝に霜降れど いや常葉の樹

とあるが如くに、又、これより先、

元明天皇の和銅元年に、葛城王・佐爲王の生母である縣犬養宿禰三千代に、橘の氏の稱を授け賜はりたるときの

天皇の 詔の中に、

橘者、菓子之長上、人所好、柯凌霜雪而繁茂、葉經寒暑而不凋、與珠玉共競光、交金銀以逾美、云々。

と有るが如くに、其の實も、其の花も、其の枝葉の姿態も、共に皆愛賞するに餘り有るものでありますが、殊に、この 詔の中に、「菓子之長上、人所好」と仰せられて

あるが如くに、この果實の美味珍奇なのは、当代人の歎賞競愛して措かなかつたところであつたことは、言ふ迄もありません。随つて、當時の貴族または有力者等は、努めてこれを栽植愛賞したものと見えます。

橘は、暖かい地方にそだつものなるにも拘らず、比較的早く東北地方にも移入されたものと見えて、正倉院文書の正税帳に據れば、相模國よりは「御贄」として橘子を貢つて居ります。橘子が、此の地方の名産であつたからであります。また、相模國には「橘」といふ地名さへ有つて、——現在も橘樹郡が有ります——夙く

安閑天皇の時に、この地方に「橘花屯倉」が設置されたことが、日本書紀に見えて居ります。また、常陸風土記の行方郡の條に、「郡家の附近の居邑に、橘樹生ひたり」と記してあります。めづらしい事であるから、特に記載したのもかも知れませぬが、とにかく此の地方にまでも分布して居たといふ事は、注目すべき事實であります。

食物に關する事項の中にて、見のがす可からざるものは肉食の事であります。我が國の上代に於ては、穀食を主食とすると同時に、肉食も亦た相當に多く行はれたものと考へられます。謂はゆる山幸の中には、山野に狩獵して獲る獸物が、その重要な部分を占めてゐることは、勿論と言はなければなりません。勿論狩獵は獸物のみを其の目的としたものではありません。萬葉集、卷三の歌に、

もののふの 八十伴男を 召し集へ 率ひ賜ひ 朝獵に 鹿猪踐み起し 暮獵
に 鶉雉履み立て 云々。

と見えて居る如くに、鶉・雉子等の禽鳥も亦た、其の目的物であつたことは言ふまでもありません。彼の延喜式に載せてある祝詞に、神祇に供進する幣帛の一つとして、『山野に住む物は、毛の和物、毛の荒物』と算へ擧げてゐるのは、狩獵によつて獲たる獸および禽を選びたてまつたのを云うたのであります。

上代に於て、狩獵の目的とせられた獸物の主なるものは、鹿・猪・熊・羚羊などであります。此等のものは、其の皮や角を採つて、種々これを利用したことは勿論であ

るが、實に其の肉を食用としたものであります。古語にては、肉を「しし」と云ひましたので、仍つて、鹿・猪・熊・羚羊などと名稱を呼ぶやうに成り、就中鹿と猪とは其の主なるものであつた爲めに、共にこれを古語では鹿・猪と云うたのであります。丁度、明治以降肉食が大に行はれるやうに成りましてから、肉と言へば牛肉のことと定まり、仍つて他の肉を言ふ場合には、特に豚肉とか、馬肉とか、山くぢらとか言ふやうに成つたのと同様であります。

尙ほ、此等の狩獵による獲物は、鳥も獸物も共にこれを神饌として神祇に供進したことは勿論であります。故に、今日でも、例へば、官幣大社諏訪神社にては、御頭祭と申して、鹿の頭首をお供へする古風の祭典が、遣り行はれてゐるのであります。

獸肉の調理については、古典の記載には詳しいことは見えて居りませぬが、日本書紀の神代紀に、天稚彦の殯葬のときに、その供饌を作る爲めに、「実人者」といふものが有つたことが載せてあります。とにかく調理人の有つた事は勿論と謂はねばなりません。日本書紀に、

雄略天皇の第六年に、百濟から「宍戸部」を献つたことが見えてゐますから、これ等に依つて、調理法が促進されたものと見るべきでありませう。この時に、膳臣長野といふ者が宍膾を作るに上手であつたので、皇太后より此の者を

天皇の供御の調理人として御推舉あらせられ、同時に皇太后の厨人すなはち料理人であつた兎田御戸部と眞鋒田高天といふ二人をも、これに副へてたてまつられ、尙ほまた、大倭國造の吾子籠宿禰からも、狹穂子鳥別といふ者をたてまつつて、宍人部としたといふ事が、同じく日本書紀に見えてゐますから、少くとも宮廷の供御調進の事は、この頃から一段の進歩を見たことと考へられるのであります。

日本書紀の

天武天皇第四年四月の條に、諸國に 詔して、

今より以後、諸の漁獵者を制め、檻・竝を作り及び施機槍等の類を造ることなかれ。亦、四月朔より以後九月三十日より以前に、比滿沙伎理梁を置くことなかれ。また、牛・馬・犬・猿・鶏の宍を食ふことなかれ。以外は禁例にあらず。若

し犯す者有らば罪せむ。

と令せられたことが見えてゐます。我が上代に於て、獸や魚を捕獲するに、如何なる方法を用ひたかは、一部分ながら此れに依つて知ることが出来ます。殊に、漁期に制限を立てたことは注目すべきであります。比滿沙伎理梁とは、魚梁の一種であつて、隙間も無いほどに細かに造つた梁で、小さい魚までも捕るやうに造つた物かと考へます。此の時に、牛・馬・犬・猿の肉の喫食を禁ぜられたのは、此等のものは、家々にて飼ひ馴らし、使用したものであるからでありませう。

禽鳥も狩獵の目的とされ、其の肉は調理して嗜食されたことは勿論であります。狩獵の主なる目的物となつた禽鳥は、雉子・鴨・鶉などの類でありませう。前に引用した萬葉集の歌にも「暮獵に、鶉雉履み立て」とある如くに、多勢の勢子の踏み立てるのを捕獲つたものであります。

上代に、捕鳥部といふものがありました。捕獲した禽鳥には、これを飼養して愛玩したものも有つたことは勿論であります。随つて、これが爲めに鳥養部といふもの

が有りました。上代に於て、出雲國造が朝廷に參上して、其の國にて捕れる名物の白しろ鶴とりにを献上することが慣例となつてゐた事が、出雲國造神賀詞といふものに見えてゐますが、その詞の中に「白鶴の生御調の玩物」とあるやうに、愛賞用の飼鳥とあそばすやうにと献上したものでありますから、「生御調の玩物」と云うたのであります。

禽鳥を取る方法としては、大きなものは射取りもしたであらうが、多くは鳥網となみを用ひました。鳥網は、張り置いて鳥の飛び來るを待ち、或は網を投げ掛けても捕つたと考へられます。萬葉集、卷十三に、

幣帛みでらを 奈良より出で 水蓼みづれい穂積に至り 鳥網張る坂手を過ぎ 云々、

と詠んだ歌があるが、山の上のたわみたる鞍部に、曉かけて飛び越える鳥を待つて之を捕る方法は、今も尙ほ行はれて居るところであります。

かくの如く、鳥獸の捕獲喫食は、いと古い時代から、一般に行はれたものであります。が、奈良時代となつて、佛敎の信仰が漸次普及するに随つて、殺生を嫌ひ避ける思想が次第に高まり、随つて肉食は上代ほどに行はれぬやうになつた様であります。併し

ながら、決して禁絶廢止された譯ではなく、尙ほ後世まで永く行はれたことは勿論であります。

抑々狩獵といふものは、乘馬の技倆と弓箭の熟練とを必要とするものであります。加之、これを行ふには、敏捷・勇悍の氣を要するものであるから、身體を鍛錬し、勇武の精神を鍊成する上に大關係の有つたことは、言ふ迄も有りませぬ。この意味に於て、我が上代に狩獵の行はれた事實は、大いに注目し値するものがあります。

仁徳天皇の時に、鷹を飼ひ馴らさせ、これを据ゑて百舌鳥野に遊獵を行はせられたことが、日本書紀に記してあります。鷹を飼ふこと、鷹狩を行ふことが、此のころから行はれて、其れが後に大いに流行するやうになり、奈良時代に至ると、鷹狩は貴族間の一大流行物となるやうに至つたのであります。これは、興味も有り且つ注意すべき事實でありますから、次に日本書紀の

仁徳天皇の卷の記事を抄録することといたします。

四十三年秋九月、庚子朔、依網屯倉の阿弭古、異しき鳥を捕へて天皇に献りて